5年保存

基発第０３１１００８号
平成１７年３月１１日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局長
（公印省略）

労働時間等に関する調査的監督について

標記については、平成１７年２月１５日付け基発第０２１５００１号「監督指導業務の運営に当たって留意すべき事項について」の記の４の（４）をもって別途指示することとしていたところであるが、今般、下記により実施することとしたので遺漏なきを期されたい。

記

１　目的

「今後の労働時間対策について」（平成１６年１２月１７日労働政策審議会建議）において、「労働時間に関する施策の在り方に関し、労働者委員からは、①労働基準法の週労働時間の特例措置（44 時間労働制）について、同法の平等な適用等の観点から、40 時間とする方向で検討すべきであること、②時間外労働の割増賃金率を引き上げる方向で検討すべきであることという意見が示された。一方、使用者委員からは、現在、特例措置の見直しや割増賃金率の引上げについて議論できる経営環境には無く、むしろ高度な人材の活躍の場を拡げる等の観点から、労働時間規制の適用除外についての議論を急ぐべきであるという意見が示された。本分科会（注：労働政策審議会労働条件分科会）としては、労働時間に関する施策の在り方については、現在実施している諸外国のホワイトカラー労働者の労働時間法制に係る調査結果や、平成

１７年度実施予定の労働時間の実態調査結果等をみた上で、引き続き検討していく必要があると考える。」とされたところである。

また、労働時間規制の適用除外については、規制改革・民間開放推進３か年計画（平成１６年３月１９日閣議決定）においても、米国のホワイトカラーエグゼンプション制度（いわゆる労働時間規制適用除外制度）を参考にしつつ検討すべきとされているところである。

このため、今後の労働時間法制の検討に必要となる時間外労働及び休日労働の実態、割増賃金率の状況、裁量労働制の実態等を把握するため、労働時間等に関する調査的監督を平成１７年度に実施するものである。

２　実施局

全局とする。

３　実施時期

平成１７年４月から７月とする。

４　調査事項

本調査的監督の調査事項は、別紙１「平成１７年度　労働時間等に関する調査的監督付表」（以下「監督付表」という。）に掲げるものとし、その記入に当たっては別紙２「平成１７年度　労働時間等に関する調査的監督付表記入要領」（以下「記入要領」という。）によること。

５　対象事業場

（１）　本調査的監督の対象とする業種別、規模別の事業場数は、全局計で別紙３の１「労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（全国）」に掲げるものであること。

（２）　各局別調査的監督対象事業場数は、別紙３の２「労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）」に掲げるものであること。

（３）　対象事業場は、国、地方公共団体、独立行政法人及び日本郵政公社を除く民営事業場の中から無作為に選定すること。ただし、裁量労働制に係る事業場数を一定数確保するため、企画業務型裁量労働制導入事業場及び専門業務型裁量労働制導入事業場を優先的に選定すること。

６　実施に当たって留意すべき事項

（１）　本調査的監督は、臨検監督により実施すること。また、労働基準法等関係法令違反等が認められた場合は、所要の措置を講ずること。

（２）　監督指導に際しては、記入要領に示したところにより、監督付表に所要の事項を記入すること。記入に際しては、事前に記入要領を熟読し、記入漏れや誤記入のないようにすること。

なお、監督付表及び記入要領については、各局における必要部数を別途送付することとしていること。

７　本省報告等

（１）　本調査的監督の結果については、本省において集計を行うので、平成１７年４月及び５月中に監督指導を実施したものに係る監督付表については６月１５日（水）までに、６月及び７月中に監督指導を実施したものに係る監督付表については８月１５日（月）までに、それぞれ別紙４（送付票）を添付して、本省労働基準局賃金時間課あて送付すること。

（２）　監督付表の本省送付に当たっては、記入漏れや誤記入のないよう、局においても十分な確認を行うこと。

（３）　監督付表の内容及び対象事業場に係る事項に関する問い合わせについては本省労働基準局賃金時間課政策係（内線５５２６）に、監督権限の行使に係る事項に関する問い合わせについては本省労働基準局監督課監督係（内線５５８１）に対して、それぞれ行うこと。

別紙１　　平成１７年度　労働時間等に関する調査的監督付表
別紙２　　平成１７年度　労働時間等に関する調査的監督記入要領
別紙３の１　労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（全国）
別紙３の２　労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）
別紙４　　送付票

平成１７年度　労働時間等に関する調査的監督付表

局署番号　　局　　署

［調査対象事業場］　※「企業規模」以外の事項は調査対象事業場について記入すること。

Ⅰ　事業場の名称

Ⅱ　業種（労働基準局報告例規）　　・　　・

大分類　　中分類　　小分類

Ⅲ　事業場規模　　労働者数　　人

Ⅳ　企業規模　　労働者数　　人

Ⅴ　事業場の属性

(1)　単独事業場

(2)　本社・本店

(3)　支社・支店

(1)	(2)	(3)

該当欄に○を記入すること

Ⅵ　労働組合の有無

(1)　当該事業場において過半数労働組合がある

(2)　当該事業場において過半数ではないが労働組合がある

(3)　当該事業場に労働組合はない

(1)	(2)	(3)

該当欄に○を記入すること

調査事項

Ⅰ　時間外・休日労働等

問１　１週の所定労働時間（調査事業場において最も多数の者に適用されているもの）

週　　時間　　分

注：週によって所定労働時間が異なる場合には、その変動の周期における平均の所定労働時間を記入すること。

１日の所定労働時間（調査事業場において最も多数の者に適用されているもの）

日　　時間　　分

注：日によって所定労働時間が異なる場合には、その変動の周期における平均の所定労働時間を記入すること。

問２

１　時間外労働・休日労働に関する労使協定（以下「３６協定」という）の締結の有無

(1)　時間外労働に関する労使協定のみ締結している

(2)　休日労働に関する労使協定のみ締結している　　→問３へ

(3)　時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結している（(1)、(2)を除く）

(4)　時間外労働・休日労働に関する労使協定をいずれも締結していない　　→問６へ

(1)	(2)	(3)	(4)

該当欄に○を記入すること

２　１年単位の変形労働時間制の対象労働者に関する異なる延長時間の定めの有無

(1)　１年単位の変形労働時間制を導入していない

(2)　対象期間が３箇月を超える１年単位の変形労働時間制を導入している

├ (a)　３６協定において一般労働者と異なる延長時間を定めている

└ (b)　３６協定において一般労働者と同じ延長時間を定めている

(3)　対象期間が３箇月以内の１年単位の変形労働時間制を導入している

├ (a)　３６協定において一般労働者と異なる延長時間を定めている

└ (b)　３６協定において一般労働者と同じ延長時間を定めている

(1)	(2)		(3)	
	(a)	(b)	(a)	(b)

該当欄に○を記入すること

問３　３６協定の労働者側協定当事者

(1)　過半数労働組合と締結している

(2)　過半数代表者を選出し、過半数代表者と締結している

（過半数代表者の選出方法）

①　投票

②　挙手・拍手

③　文書の回覧等による信任

④　親睦会長等が自動的に選出される

⑤　使用者の指名する者

⑥　その他（　　）

→ その他に該当する場合、かっこ内に具体的に記入すること（以下同じ）

(1)	(2)					
	①	②	③	④	⑤	⑥

該当欄に○を記入すること

問４　３６協定の内容（最も多くの労働者に適用されている協定の内容について調査すること）

１　３６協定で定める法定時間外労働の延長時間（複数定めている場合はすべて回答）

(1)　一般労働者に関する延長時間

①１日における延長時間　時間　分	②１週における延長時間　時間　分	③２週における延長時間　時間　分
④４週における延長時間　時間　分	⑤１箇月における延長時間　時間　分	⑥２箇月における延長時間　時間　分
⑦３箇月における延長時間　時間　分	⑧１年における延長時間　時間　分	⑨その他（　　）における延長時間　時間　分

(2)　１年単位の変形労働時間制対象労働者に関する延長時間

①１日における延長時間　時間　分	②１週における延長時間　時間　分	③２週における延長時間　時間　分
④４週における延長時間　時間　分	⑤１箇月における延長時間　時間　分	⑥２箇月における延長時間　時間　分
⑦３箇月における延長時間　時間　分	⑧１年における延長時間　時間　分	⑨その他（　）における延長時間　時間　分

(3) 限度基準適用除外業務等に従事する労働者に関する延長時間

以下の（　）内に下記番号を記入した上で、延長時間を記入のこと

① 工作物の建設等の事業
② 自動車の運転の業務
③ 新技術、新商品等の研究開発の業務
④ 鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
⑤ 造船事業における船舶の改造又は修繕に関する業務
⑥ 電気事業における発電用原子炉及びその附属設備の定期検査並びにそれに伴う電気工作物の工事に関する業務
⑦ ガス事業におけるガス製造設備の工事に関する業務

（　　）

①１日における延長時間 時間 分	②１週における延長時間 時間 分	③２週における延長時間 時間 分
④４週における延長時間 時間 分	⑤１箇月における延長時間 時間 分	⑥２箇月における延長時間 時間 分
⑦３箇月における延長時間 時間 分	⑧１年における延長時間 時間 分	⑨その他（　）における延長時間 時間 分

（　　）

①１日における延長時間 時間 分	②１週における延長時間 時間 分	③２週における延長時間 時間 分
④４週における延長時間 時間 分	⑤１箇月における延長時間 時間 分	⑥２箇月における延長時間 時間 分
⑦３箇月における延長時間 時間 分	⑧１年における延長時間 時間 分	⑨その他（　）における延長時間 時間 分

（　　）

①１日における延長時間 時間 分	②１週における延長時間 時間 分	③２週における延長時間 時間 分
④４週における延長時間 時間 分	⑤１箇月における延長時間 時間 分	⑥２箇月における延長時間 時間 分
⑦３箇月における延長時間 時間 分	⑧１年における延長時間 時間 分	⑨その他（　）における延長時間 時間 分

2 休日労働に関する労使協定に定める法定休日労働の日数

月（又は４週）当たりの法定休日労働の日数 ．日

3　時間外労働協定における時間外労働の延長時間の算定根拠（使用者が最も重視した根拠を一つ選択）

①　当該協定の有効期間内において予定されている仕事量から割り出した

②　過去の繁忙期又は同時期の時間外労働を考慮して算定した

③　算定の根拠はないが、いかなる事態に至っても法違反にならないようにした

④　時間外労働の限度基準に基づいて設定した

⑤　その他（　　）

①	②	③	④	⑤

該当欄に○を記入すること

問５　特別条項付き時間外労働に関する労使協定

1　時間外労働に関する労使協定において特別延長時間の定めが（①ある、②ない）

①	②

→ 問６へ

該当欄に○を記入すること

2　特別条項の対象業務（複数回答可）及び従事する者が最も多い業務

①　一般事務

②　経理事務

③　販売・営業

④　生産ライン

⑤　研究・開発業務

⑥　その他（　　）

①	②	③	④	⑤	⑥

該当欄に○を記入すること（複数回答可）

①～⑥のうち従事する労働者が最も多い業務　［　　］　※番号を記入すること

3　限度時間を超える場合の手続

①　労使協議

②　使用者の通告

③　労使委員会等の開催

④　定めはない

⑤　その他（　　）

①	②	③	④	⑤

該当欄に○を記入すること（複数回答可）

4　特別延長時間と適用回数の定め方

（１）適用回数の定めが（①ある、②ない）

①	②

該当欄に○を記入すること

※②に該当する場合は、（２）の適用回数の記入は不要

（２）特別延長時間と適用回数（複数定めている場合はすべて回答）

①１日における延長時間 時間　分	②１週における延長時間 時間　分 適用回数　回	③２週における延長時間 時間　分 適用回数　回
④４週における延長時間 時間　分 適用回数　回	⑤１箇月における延長時間 時間　分 適用回数　回	⑥２箇月における延長時間 時間　分 適用回数　回
⑦３箇月における延長時間 時間　分 適用回数　回	⑧その他（　　）における延長時間 時間　分 適用回数　回	

２において、従事する労働者が最も多いとされた業務に関する特別延長時間を記入すること

5　特別延長時間のうち、１年における延長時間の定めの有無と延長時間

（１）１年における延長時間の定めが（①ある、②ない）

①	②

→問６へ

該当欄に○を記入すること

（２）１年における延長時間

時間　分

２において、従事する労働者が最も多いとされた業務に関する特別延長時間を記入すること

問６　時間外労働の実績

１　時間外労働時間数

		調査対象月の時間外労働が最長の者		調査対象月の時間外労働が平均的な者	
		所定労働時間超	法定労働時間超	所定労働時間超	法定労働時間超
一般労働者	１日の時間外労働の最長時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	１週の時間外労働の最長時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	月間の時間外労働時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	年間の時間外労働時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
一年変形適用労働者	１日の時間外労働の最長時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	１週の時間外労働の最長時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	月間の時間外労働時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	年間の時間外労働時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
限度基準適用除外労働者※（　）	１日の時間外労働の最長時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	１週の時間外労働の最長時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	月間の時間外労働時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	年間の時間外労働時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
限度基準適用除外労働者※（　）	１日の時間外労働の最長時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	１週の時間外労働の最長時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	月間の時間外労働時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分
	年間の時間外労働時間数	時間　分	時間　分	時間　分	時間　分

※　調査対象事業場が限度基準適用除外事業である場合又は当該事業場に限度基準適用除外業務がある場合には、下記①～⑦のいずれかを（　）に記入し、時間外労働時間数の実績を記入すること。

①　工作物の建設等の事業
②　自動車の運転の業務
③　新技術、新商品等の研究開発の業務
④　鹿児島県及び沖縄県における砂糖製造業（砂糖精製業を除く）
⑤　造船事業における船舶の改造又は修繕に関する業務
⑥　電気事業における発電用原子炉及びその附属設備の定期検査並びにそれに伴う電気工作物の工事に関する業務
⑦　ガス事業におけるガス製造設備の工事に関する業務

2　特別条項に基づく特別延長時間が適用された期間

①　なし
②　１箇月未満
③　１箇月
④　１箇月を超え３箇月未満
⑤　３箇月
⑥　３箇月を超え６箇月未満
⑦　６箇月
⑧　６箇月超

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

該当欄に○を記入すること

問７　休日労働の実績（裁量労働制適用者を除く）

休日労働日数	年間の休日労働が最多の者		年間の休日労働が平均的な者	
	法定外休日労働	法定休日労働	法定外休日労働	法定休日労働
年間の休日労働日数	日	日	日	日

Ⅱ　割増賃金率

問１　時間外労働に対する割増賃金率

1　時間外労働に対する割増賃金率の定めの有無

①　時間外労働に対する割増賃金率の定めがある
②　時間外労働に対する割増賃金率の定めはないが、割増賃金を支払っている
③　時間外労働に対する割増賃金率の定めがなく、割増賃金を支払っていない ⟶ 問２へ

①	②	③

該当欄に○を記入すること

2　所定時間外労働に対する割増賃金率（割増賃金率が２５％の場合は「０２５．０％」と記入すること。以下同じ。）

□□□．□％

3　法定時間外労働に対する割増賃金率

□□□．□％

問２　休日労働に対する割増賃金率

１　休日労働に対する割増賃金率の定めの有無

①　休日労働に対する割増賃金率の定めがある

②　休日労働に対する割増賃金率の定めはないが、割増賃金を支払っている

③　休日労働に対する割増賃金率の定めがなく、割増賃金を支払っていない ⟶ 問３へ

①	②	③

該当欄に○を記入すること

２　法定外休日労働に対する割増賃金率

[ ][ ][ ] . [ ] %

３　法定休日労働に対する割増賃金率

[ ][ ][ ] . [ ] %

問３　深夜業に対する割増賃金率

１　深夜業に対する割増賃金率の定めの有無

①　深夜業に対する割増賃金率の定めがある

②　深夜業に対する割増賃金率の定めはないが、割増賃金を支払っている

③　深夜業に対する割増賃金率の定めがなく、割増賃金を支払っていない

①	②	③

該当欄に○を記入すること

２　深夜業に対する割増賃金率

[ ][ ][ ] . [ ] %

Ⅲ　裁量労働制　（裁量労働制を導入している場合に記入すること）

問１　①専門業務型裁量労働制適用労働者数　[ ][ ][ ][ ] 人

②企画業務型裁量労働制適用労働者数　[ ][ ][ ][ ] 人

問２　１日のみなし労働時間数（調査事業場において最も多数の者に適用されているもの）

①専門業務型裁量労働制　　時間　　分

②企画業務型裁量労働制　　時間　　分

問３　労働時間の状況

	労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者の状況	労働時間の状況として把握した時間のうち、平均的な者の状況
①専門業務型裁量労働制	１日　　時間　　分	１日　　時間　　分
②企画業務型裁量労働制	１日　　時間　　分	１日　　時間　　分

問４　休日労働の実績

	休日労働日数	年間の休日労働が最多の者		年間の休日労働が平均的な者	
		法定外休日労働	法定休日労働	法定外休日労働	法定休日労働
①専門業務型裁量労働制	年間の休日労働日数	日	日	日	日
②企画業務型裁量労働制	年間の休日労働日数	日	日	日	日

問５　年間実労働日数の実績（年次有給休暇取得日数を除く）

	年間実労働日数が最多の者	年間実労働日数が平均的な者
①専門業務型裁量労働制	日	日
②企画業務型裁量労働制	日	日

平成１７年度　労働時間等に関する調査的監督付表記入要領

［共通事項］

ア　本調査は、原則として平成１７年４月１日現在、又は平成１７年４月１日を含む一定の期間について調査の上、記入すること。

イ　（１）、（２）や①、②等により区分している選択肢については、該当する欄に１つ○を記入すること。ただし、「複数回答可」とある設問については、該当する欄すべてに○を記入すること。

ウ　数字を記入する欄については、右詰めで該当する数字を記入すること。空欄には「０」を記入すること。記入すべき数字の桁数が該当欄の桁数を超える場合は、該当欄すべてに「９」を記入すること。

（例１：企業規模が２０人の場合　…労働者数

０	０	０	２	０	人

）

（例２：企業規模が１５万人の場合…労働者数

９	９	９	９	９	人

）

エ　「その他」に該当する場合、かっこ内に内容を具体的に記入すること。

オ　調査実施後は、記入漏れ、誤記入がないか必ず確認すること。

［調査対象事業場］

ア　Ⅱ「業種」欄は、「労働基準局報告例規」の業種分類コードを記入すること。

イ　Ⅲ「事業場規模」欄は、調査事業場において常時使用されている労働者数を記入すること。

ウ　Ⅳ「企業規模」欄は、調査事業場の属する企業全体の労働者数を記入すること。正確な人数が不明の場合は概数で差し支えないこと。

エ　Ⅴ「事業場の属性」欄は、以下の基準により記入すること。

単独事業場：他の場所に同一企業の本社・本店や支社・支店を持たない事業場をいう。

本社・本店：名称を問わず、他の場所に同一企業の支社・支店等の事業場があり、それらのすべてを統括している事業場をいう。

支社・支店：名称を問わず、他の場所にある同一企業の本社・本店あるいは他の支社などの統括下にある事業場をいう。

オ　Ⅵ「労働組合の有無」欄は、調査対象事業場について労働組合の有無等を記入するものであり、当該事業場において「労働組合」がない場合は、企業内に労働組合がある場合であっても（３）を選択すること。

［調査事項］

Ⅰ　時間外・休日労働等

問１　１週及び１日の所定労働時間

（１）調査事業場において最も多数の労働者に適用されている１週及び１日の所定労働時間について調査すること。

なお、調査事業場が労働者派遣業を営む事業場である場合等個々の労働者によって所定労働時間が異なる場合は、調査事業場における平均的な労働者について調査すること。

（２）労働時間は、分単位まで記入すること。例えば、１週の所定労働時間が４０時間である場合は、「４０時間００分」と記入すること。

なお、算出に当たり分単位未満の端数が生じた場合は、小数第１位を四捨五入すること。

（３）「所定労働時間」とは、原則として、就業規則等に定められた始業時刻から終業時刻までの時間から、就業規則等に定められた休憩時間を差し引いた労働時間を指すこと。

「１週」とは、就業規則等に特段の定めがない限り、暦週を指すこと。また、就業規則等の定めと実際の始業・終業時刻等が異なる場合は、実際の始業・終業時刻及び実際の休憩時間により算定すること。

（４）変形労働時間制（労働基準法（以下「法」という。）第３２条の２等に定める変形労働時間制に限らず、週又は日の法定労働時間の枠内で変形するものを含む。）を採用している場合は、所定労働時間の変動の周期の総所定労働時間を当該期間の週の数又は労働日数で除して算定すること。

なお、就業規則等に変形労働時間制の定めがない場合でも、実態として変形労働時間制と認められる場合は、上記により算定すること。

問２　３６協定の締結の有無

時間外労働又は休日労働の実績の有無にかかわらず、調査実施時において時間外労働・休日労働に関する労使協定を締結しているか否かについて調査すること。

なお、本設問の１において（２）又は（４）に該当する事業場については、本設問の２の調査は要しないこと。

問３　３６協定の労働者側協定当事者

「過半数代表者を選出し」とは、労働基準法施行規則（以下「則」という。）第６条の２に基づく適法な過半数代表者の選出を指すものではなく、また、過半数労働組合であるか否かは、調査事業場における状況に基づき判断するものであること。

過半数代表者の選出方法に関する選択肢中、④及び⑤は適法な過半数代表者の選出手続とは認められないことに留意すること。投票、挙手・拍手、文書による信任により選出している場合でも、使用者の指名がある場合は⑤に該当すること。

なお、問２の１で（４）に該当する場合、本設問から問５までの調査は要しないこと。

問４　３６協定の内容

調査事業場において、業務ごとに異なる延長時間及び休日労働を定めている場合は、最も多くの労働者に適用されている延長時間を調査すること。

１　３６協定で定める法定時間外労働の延長時間

問２の１で（２）に該当する場合、本設問の調査は要しないこと。

（１）一般労働者（（２）、（３）に該当する者以外の者をいう。以下同じ。）に関する延長時間

時間外労働に関する労使協定で定めている延長時間を調査し、記入すること。

また、１日を超える一定の期間についての延長時間を協定している場合には、協定している一定期間ごとに、その延長時間を記入すること。

なお、時間外労働に関する労使協定が所定労働時間を基礎として締結されている場合には、法定労働時間超えに換算して分単位まで記入すること（端数が生じる場合は小数第１位を四捨五入して記入すること）。

例：月間の所定労働時間が１６０時間、所定外労働時間の協定時間数が５０時間、法定労働時間が週４０時間、当該月の暦日数が３０日の場合

１６０時間＋５０時間－（４０時間×３０日÷７日）≒３８．５７時間

≒３８時間３４分

（２）１年単位の変形労働時間制の適用対象労働者に関する延長時間

調査事業場において１年単位の変形労働時間制が導入されている場合は、時間外労働に関する労使協定で定めている延長時間を調査し、記入すること。

その他延長時間の記入に当たっての注意事項は、前記「（１）一般労働者に関する延長時間」に準じること。

（３）限度基準適用除外業務等に従事する労働者に関する延長時間

調査事業場において限度基準適用除外業務等がある場合には、延長時間記入欄左上の（　）内に該当する番号を記入したうえ、当該業務に従事する労働者に適用される限度時間を記入すること。なお、限度基準適用除外業務等が複数ある場合はすべて記入すること。その他延長時間の記入に当たっての注意事項は、前記「（１）一般労働者に関する延長時間」に準じること。

２　休日労働に関する労使協定に定める法定休日労働の日数

法定外休日労働を含めて休日労働に関する労使協定が締結されている場合には、休日労働の協定日数から法定休日数を超える休日数を差し引いて算出すること。ただし、算出の結果がマイナスとなる場合には「０」と記入すること。

例：完全週休２日制で４週間で６日の休日労働を協定している場合

６日－（８日－４日）＝２日

また、月（又は４週）以外の周期で休日労働に関する労使協定を締結している場合には、月（又は４週）に換算して記入すること。なお、端数が生じる場合は小数第２位を四捨五入すること。

例：２箇月で３日の法定休日労働を協定している場合
３日÷２箇月＝１．５日

３　３６協定における時間外労働の延長時間の算定根拠

１の（１）の一般労働者の延長時間を定める際に、使用者が最も重視した根拠を調査すること。調査事業場の全労働者が１年単位の変形労働時間制の適用を受けている場合には、１の（２）の労働者の延長時間を定める際に使用者が最も重視した根拠を調査すること。

なお、問２の１で（２）に該当する場合、本設問から問６までの調査は要しないこと。

問５　特別条項付き時間外労働に関する労使協定

１　特別延長時間の定めの有無

時間外労働に関する労使協定において、限度時間を超えて労働時間を延長しなければならない特別の事由がある場合に、一定の時間まで労働時間を延長することができる旨（以下「特別延長時間」という）の定めがある場合には、①欄に○を記入し、以下の２から５までの設問も調査すること。

２　特別条項の対象業務及び従事する者が最も多い業務

複数の業務について特別条項付き時間外労働に関する労使協定を締結している場合は、該当するすべての欄に○を記入するとともに、①～⑥のうち従事する労働者が最も多い業務の番号を所定欄に記入すること。

３　限度時間を超える場合の手続

限度時間を超えて労働時間を延長する場合の手続について調査すること。

「③労使委員会等」とは、使用者及び労働者を代表する者で構成される委員会をいい、法第３８条の４第２項、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法第７条各号等の要件を満たさなくとも、使用者及び労働者を代表する者で構成されるものは該当するものであること。

複数の業務について特別条項付き時間外労働に関する労使協定を締結している場合であって、業務により手続が異なるときは、該当するすべての欄に○を記入すること。

４　特別延長時間と適用回数の定め方

（１）適用回数の定めの有無

特別条項付き労使協定における適用回数の定めの有無について調査すること。

（２）特別延長時間と適用回数

特別延長時間の記入に当たっては、調査事業場において、業務ごとに異なる延長時間を定めている場合は、最も多くの労働者に適用されている延長時間を調査すること。また、１日を超える一定の期間についての延長時間を協定している場合には、協定している一定期間ごとに、その延長時間と適用回数を記入すること。

なお、時間外労働に関する労使協定が所定労働時間を基礎として締結されている場合には、法定労働時間超えに換算して分単位まで記入すること（端数が生じる場合は小数第１位を四捨五入して記入すること。問４の（１）参照）。

適用回数については、その回数を記入すること。なお、問５の４（１）で②に該当する場合は、特別延長時間のみ記入すること。

５　特別延長時間のうち、１年における延長時間の定めの有無と延長時間

（１）１年における延長時間の定めの有無

特別条項付き労使協定において、１日を超え３か月以内の一定の期間の労働時間を延長することにより、１年間について限度時間を超えて労働させる必要が生じる場合の１年間における延長時間の定めの有無について調査すること。

（２）１年における延長時間

調査事業場において、業務ごとに異なる延長時間を定めている場合は、最も多くの労働者に適用されている延長時間を調査すること。

なお、問５の５（１）で②に該当する場合、本設問の調査は要しないこと。

問６　時間外労働の実績

１　時間外労働時間数

（１）調査対象期間に係る事項

１日・１週・月間の時間外労働については、原則として平成１７年４月又は同月の最終賃金締切日を含む１か月の賃金締切期間における実績を調査すること。調査実施時において、平成１７年４月又は同月の最終賃金締切日における調査事項が未確定の場合は、直近の賃金締切日を含む１か月における状況を調査して差し支えないこと。

年間の時間外労働については、原則として平成１６年度の実績を調査すること。ただし、平成１６年５月から平成１７年４月までにおける実績を調査することも差し支えないこと。また、１年単位の変形労働時間制については、直近の対象期間の末日を含む対象期間の初日から１年間の実績を調査することとして差し支えないこと。

（２）調査対象労働者の属性に係る事項

１年単位の変形労働時間制を導入していない場合は、「１年変形適用労働者」欄への記入はせず斜線を引くこと。また、法第４１条各号に該当する者以外のすべての者が１年単位の変形労働時間制の適用を受けている事業場においては、「一般労働者」欄への記入はせず斜線を引き、「１年変形適用労働者」欄のみ記入すること。

調査対象事業場が限度基準適用除外事業である場合又は当該事業場に限度基準適用除外業務等がある場合には、「限度基準適用除外労働者」の項目について※の枠に①から⑦までのいずれかを記入の上、実績を記入すること。なお、①から⑦までの複数に該当する場合は、すべてについて記入すること。

「調査対象月の時間外労働が最長の者」は、各属性ごとに調査対象月における月間の時間外労働が最長の者を選択し、各項目の実績を調査すること。「平均的な者」とは、最も多くの労働者が属すると思われる時間外労働時間数（０時間の者も含む。）の層に含まれる労働者をいうものであること。

「一般労働者」、「１年変形適用労働者」又は「限度基準適用除外労働者」の各属性に該当する労働者が１名の場合は、「最長の者」及び「平均的な者」欄いずれにも重複して記入し、２名の場合は、「平均的な者」は最短の者の実績を記入すること。

（３）調査項目に係る事項

調査事業場において、所定労働時間が法定労働時間を上回る場合であっても、所定労働時間超えの欄は当該事業場の所定労働時間に対する時間外労働の実績を調査すること。

所定時間外労働の時間数には、法定休日に行われた労働は含まれないこと。

法定時間外労働の時間数には、法定休日に行われた労働は含まれないこと。

「最長の者」又は「平均的な者」にフレックスタイム制が適用されている場合には、その旨を欄外に記入し、月間、年間の時間外労働時間のみ記入すること。

１箇月単位の変形労働時間制又は１年単位の変形労働時間制を導入している場合には、解釈例規で示している「時間外労働となる時間」に留意すること。

２　特別条項に基づく特別延長時間が適用された期間

特別条項により限度時間が延長された期間の合計を調査すること。

平成１６年４月１日を有効期間に含む３６協定の有効期間の初日から１年間について調査すること。当該１年間に有効期間が１年未満である３６協定が複数回締結されていた場合であっても、それぞれの協定の特別条項によって特別延長時間が適用された期間を合計すること。

なお、複数の業務について特別条項が設けられている場合であって、業務により本設問の期間が異なるときは、対象労働者が最も多い業務について調査すること。

また、特別条項付き時間外労働に関する労使協定を締結していない場合は、欄への記入はせず全体に斜線を引くこと。

例【前提】平成１６年４月１日を起算日とし有効期間が１年である３６協定を締結しており、当該協定において、原則としての延長時間が１か月３０時間で、特別延長時間が１か月５０時間と定められていた場合（※調査対象期間は、平成１６年４月１日から平成１７年３月３１日までである。）

ケース１　特別条項によって特別延長時間が適用された１か月が４月のみであった場合

→１か月であるので③に該当

ケース２　特別条項によって特別延長時間が適用された１か月が４月、５月、１１月であった場合

→３か月であるので⑤に該当

問７　休日労働の実績

年間の休日労働が最多の者とは、法定外休日労働日数及び法定休日労働日数の合計が最多の者をいうこと。同様に年間の休日労働日数が平均的な者とは、法定外休日労働日数及び法定休日労働日数の合計が平均的な者をいうこと。

なお、本設問の調査対象労働者から裁量労働制適用者は除くこと。

日数の調査に当たっては、暦日単位で調査するものであること。

年間の休日労働については、問６の１の（１）に準じて、平成１６年度の実績を調査すること。

Ⅱ　割増賃金率

調査事業場において、異なる割増率を定めている場合は、最も多くの労働者に適用されているものを調査すること。

問１　時間外労働に対する割増賃金率

１　時間外労働に対する割増賃金率の定めの有無

調査対象事業場において、時間外労働に対する割増賃金率の定め又は割増賃金の支払の有無について調査すること。

なお、法定の割増率に満たない場合であっても、定めがあるか又は支払っている場合には、「定めがある」又は「支払っている」とすること。

また、選択肢②「時間外労働に対する割増賃金率の定めはないが、割増賃金を支払っている」とは、就業規則又はこれに準ずるものがない場合等であって、文書等による割増賃金率の定めがなくとも、割増賃金の支払の実績が認められるものであること。

２　所定時間外労働に対する割増賃金率

所定労働時間を超え法定労働時間までの時間外労働に対する割増賃金率について調査すること。端数がある場合は小数第２位を四捨五入して記入すること。なお、通常の賃金を支払っている場合及び所定労働時間と法定労働時間が同一である場合は「０００．０％」と記入すること。

所定労働時間を超え法定労働時間までの時間外労働について定額の手当を支給している場合には、「Ⅰ時間外・休日労働等」の問６の１において一般労働者のうち時間外労働が「最長の者」として選定した者に係る該当時間数及び賃金から割増賃金率を換算して記入すること。

例１）当該手当が１５，０００円、所定超え法定内時間外労働時間が１１．４時間、賃金月額が１６０，０００円、月所定労働時間が１６０時間の場合

所定労働時間超えの割増賃金単価

１５，０００円÷１１．４時間≒１，３１６円／時間

基礎となる時間単価

１６０，０００円÷１６０時間＝１，０００円／時間

割増賃金率

１，３１６円÷１，０００円＝１．３１６　→　３１．６％

法定労働時間を超える時間外労働を含めて、定額の手当を支給している場合には、「Ⅰ時間外・休日労働等」の問６の１において一般労働者のうち時間外労働が「最長の者」として選定した者の月間所定時間外労働時間の総計及び賃金から割増賃金率を換算して記入すること。なお、この場合においては、設問３の欄にも同じ値を記入すること。

例２）当該手当が２７，０００円、月間所定時間外労働時間（一部法定時間外労働時間を含む場合がある。）の総計が２０時間、賃金月額が１６０，０００円、月間所定労働時間が１６０時間の場合

所定労働時間超えの割増賃金単価

２７，０００円÷２０時間＝１，３５０円／時間

基礎となる時間単価

１６０，０００円÷１６０時間＝１，０００円／時間

割増賃金率

１，３５０円÷１，０００円＝１．３５　→　３５％

３　法定時間外労働に対する割増賃金率

法定労働時間を超える時間外労働に対する割増賃金率について調査すること。

定額の割増賃金を支払っている場合については、設問２の換算方式と同様に割増賃金率を算出して記入すること。

問２　休日労働に対する割増賃金率

１　休日労働に対する割増賃金率の定めの有無

調査事業場において、休日労働に対する割増賃金率の定め又は割増賃金の支払の有無について調査すること。

なお、法定の割増率等に満たない場合であっても、定めがあるか又は支払っている場合には、「定めがある」又は「支払っている」とすること。

また、選択肢②「休日労働に対する割増賃金率の定めはないが、割増賃金を支払っている」とは、就業規則又はこれに準ずるものがない場合等であって、文書等による割増賃金率の定めがなくとも、割増賃金の支払の実績が認められるものであること。

２　法定外休日労働に対する割増賃金率

法定外休日における労働に対する割増賃金率について調査すること。

なお、休日労働として取り扱わず、時間外労働として割増賃金を算定している場合には、当該割増賃金率について記入すること。

法定休日を特定せず、休日労働の割増賃金率を一定としている場合には、設問２欄と設問３欄は同率となること。

休日労働に対し定額の手当を支給している場合には、当該休日労働を行った平均的な労働時間数及び賃金から割増賃金率を換算して記入すること。

３　法定休日労働に対する割増賃金率

法定休日における割増賃金率について調査すること。

法定休日労働に対し定額で手当を支給している場合については、設問２の換算方式と同様に割増賃金率を算出して記入すること。

問３　深夜業に対する割増賃金率

１　深夜業に対する割増賃金率の定めの有無

調査事業場について、深夜業に対する割増賃金率の定め又は割増賃金の支払の有無について調査すること。

なお、法定の割増率に満たない場合であっても、定めがあるか又は支払っている場合には、「定めがある」又は「支払っている」とすること。

また、選択肢②「深夜業に対する割増賃金率の定めはないが、割増賃金を支払っている」とは、就業規則又はこれに準ずるものがない場合等であって、文書等による割増賃金率の定めがなくとも、割増賃金の支払いの実績が認められるものであること。

２　深夜業に対する割増賃金率

法定の深夜業に係る割増賃金率について調査すること。なお、当該割増賃金率には、時間外労働の割増賃金率を含まないこと。

深夜業について定額の手当を支給している場合については、深夜業に従事する平均的な労働者の労働時間数及び賃金から、割増賃金率を換算して記入すること。

［以下の調査項目は裁量労働制を導入している事業場のみ対象とすること。］

Ⅲ　裁量労働制

専門業務型裁量労働制と企画業務型裁量労働制の両方を導入している事業場においては、①専門業務型裁量労働制、②企画業務型裁量労働制のそれぞれの欄に記入すること。

問１　裁量労働制適用労働者数

調査事業場において専門業務型裁量労働制が適用されている労働者数又は企画業務型裁量労働制が適用されている労働者数をそれぞれ記入すること。

問２　１日のみなし労働時間数

専門業務型裁量労働制については、専門業務型裁量労働制に関する協定届における「協定で定める時間」を記入すること。企画業務型裁量労働制については、企画業務型裁量労働制に関する決議届における「決議で定める労働時間」を記入すること。

なお、調査事業場において、業務ごとに異なる時間を定めている場合は、最も多くの労働者に適用されている時間を記入すること。

問３　労働時間の状況

法第３８条の３第１項第４号又は第３８条の４第１項第４号に規定する労働時間の状況として把握した時間のうち、最長の者及び平均的な者の状況を記入すること。

なお、調査事業場において、労働時間の状況を把握していない場合には空欄とすること。

問４　休日労働の実績

年間の休日労働が最多の者とは、法定外休日労働日数及び法定休日労働日数の合計が最多の者をいうこと。同様に年間の休日労働日数が平均的な者とは、法定外休日労働日数及び法定休日労働日数の合計が平均的な者をいうこと。

日数の調査に当たっては、暦日単位で調査すること。

年間の休日労働については、問６の１の（１）に準じて、平成１６年度の実績を調査すること。

問５　年間実労働日数の実績

年間実労働日数が最多の者及び平均的な者について記入すること。年間の実労働日数については、問６の１の（１）に準じて、平成１６年度の実績を調査すること。

なお、年間実労働日数には年次有給休暇取得日数は含まないこと。

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（全国）

全　国

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	497 (4)	82	83 (2)	83 (2)	83	83	83
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	497 (89)	82 (41)	83 (29)	83 (12)	83 (4)	83 (3)	83
	電気・ガス・水道業	441	63	72	80	77	75	74
	その他の製造業	468 (2)	60 (2)	76	83	83	83	83
2号	鉱業	307	3	11	57	80	77	79
3号	建設業	475 (4)	62 (1)	81	83	83 (1)	83 (1)	83 (1)
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	461	56	78	81	83	80	83
	道路旅客運送業	470 (2)	59	81	83	82 (2)	82	83
	道路貨物運送業	466	54	80	83	83	83	83
5号	貨物取扱業	396	14	59	82	81	78	82
8号	卸売業	487 (64)	73 (7)	82 (19)	83 (11)	83 (15)	83 (7)	83 (5)
	小売業	490 (32)	76 (2)	82 (9)	83 (5)	83 (8)	83 (6)	83 (2)
	理美容業	317	0	8	61	82	83	83
	その他の商業	456 (14)	50	75 (3)	82 (8)	83 (2)	83 (1)	83
9号	金融、広告業	491 (122)	78 (26)	81 (23)	83 (47)	83 (22)	83 (4)	83
10号	映画・演劇業	373	8	41	81	78	82	83
11号	通信業	478 (6)	76 (1)	72 (2)	82 (1)	82 (2)	83	83
12号	教育・研究業	487 (79)	73 (28)	82 (24)	83 (13)	83 (8)	83 (4)	83 (2)
13号	医療保健業	497 (7)	83 (1)	82 (4)	83 (2)	83	83	83
	社会福祉施設	437 (1)	29	76	83 (1)	83	83	83
	その他の保健衛生業	360	0	33	83	81	81	82
14号	旅館業	476	66	79	83	82	83	83
	飲食店	416 (1)	12	72	83 (1)	83	83	83
	その他の接客娯楽業	437 (1)	26	80	82 (1)	83	83	83
15号	清掃・と畜業	486	78	79	82	82	82	83
17号	その他の事業	497 (118)	82 (37)	83 (26)	83 (29)	83 (19)	83 (4)	83 (3)
計		11,663 (546)	1,345 (146)	1,811 (141)	2,098 (133)	2,135 (83)	2,131 (30)	2,143 (13)

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	933

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

北 海 道 局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	27	5	5	6	3	4	4
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	15 (1)	2	2	2 (1)	3	3	3
	電気・ガス・水道業	23	3	3	5	4	4	4
	その他の製造業	25	2	4	4	5	5	5
2号	鉱業	19	1	1	3	4	5	5
3号	建設業	25	2	6	8	3	3	3
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	20	2	3	4	5	3	3
	道路旅客運送業	28	6	7	4	3	3	5
	道路貨物運送業	23	1	4	5	4	4	5
5号	貨物取扱業	23	0	4	4	5	5	5
8号	卸売業	24 (2)	2	4 (1)	4	5	5	4 (1)
	小売業	28 (2)	4	6	5 (1)	5 (1)	4	4
	理美容業	16	0	0	3	4	4	5
	その他の商業	24	2	3	4	5	5	5
9号	金融、広告業	25 (5)	3 (1)	4 (2)	4 (1)	5 (1)	5	4
10号	映画・演劇業	16	0	1	3	4	4	4
11号	通信業	27	5	5	4	4	5	4
12号	教育・研究業	21 (1)	2	3 (1)	4	4	4	4
13号	医療保健業	29	6	6	6	4	3	4
	社会福祉施設	20	1	4	5	3	3	4
	その他の保健衛生業	23	0	3	5	5	5	5
14号	旅館業	30	6	9	6	3	3	3
	飲食店	23	1	4	4	4	5	5
	その他の接客娯楽業	28	2	7	5	4	5	5
15号	清掃・と畜業	35	7	8	6	5	4	5
17号	その他の事業	25 (4)	2	4	5 (2)	5 (1)	4	5 (1)
計		622 (15)	67 (1)	110 (4)	118 (5)	108 (3)	107	112 (2)

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	26

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

青森局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	7	1	1	1	2	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	5	0	1	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	5	0	1	1	1	1	1
	その他の製造業	6	1	1	1	1	1	1
2号	鉱業	6	0	2	1	2	0	1
3号	建設業	8	0	1	2	2	2	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	6	0	1	1	1	1	2
	道路旅客運送業	9	1	1	1	2	2	2
	道路貨物運送業	6	0	1	1	2	1	1
5号	貨物取扱業	4	0	0	1	1	1	1
8号	卸売業	5 (1)	0	0	1	1	2 (1)	1
	小売業	6	1	1	1	1	1	1
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	4	0	1	0	1	1	1
9号	金融、広告業	5 (2)	0	1	1 (1)	1 (1)	1	1
10号	映画・演劇業	4	0	0	1	1	1	1
11号	通信業	5	0	1	1	1	1	1
12号	教育・研究業	5 (1)	0	1	0	2 (1)	1	1
13号	医療保健業	6	0	1	1	2	1	1
	社会福祉施設	9	0	1	1	3	2	2
	その他の保健衛生業	6	0	0	0	2	2	2
14号	旅館業	8	0	1	1	2	2	2
	飲食店	5	0	0	0	2	2	1
	その他の接客娯楽業	5	0	0	1	1	1	2
15号	清掃・と畜業	7	1	1	1	1	2	1
17号	その他の事業	5	0	0	1	1	1	2
計		150 (4)	5	19	22 (1)	38 (2)	33 (1)	33

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	1

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

岩　手　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	6	1	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	6 (1)	1 (1)	1	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	7	0	1	2	1	2	1
	その他の製造業	4	0	0	1	1	1	1
2号	鉱業	9	0	0	2	2	3	2
3号	建設業	7	0	1	2	2	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	6	0	1	1	1	1	2
	道路旅客運送業	8	0	0	2	2	2	2
	道路貨物運送業	5	0	1	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	4	0	0	1	1	1	1
8号	卸売業	4	0	1	1	1	0	1
	小売業	5 (1)	0	1	1	1	1 (1)	1
	理美容業	4	0	0	1	1	1	1
	その他の商業	3	0	0	0	1	1	1
9号	金融、広告業	5 (1)	0	1	1	1 (1)	1	1
10号	映画・演劇業	4	0	0	1	1	1	1
11号	通信業	4	1	0	0	1	1	1
12号	教育・研究業	3	0	0	1	0	1	1
13号	医療保健業	6	1	1	1	1	1	1
	社会福祉施設	8	1	1	1	2	2	1
	その他の保健衛生業	3	0	0	0	1	1	1
14号	旅館業	10	0	2	2	2	2	2
	飲食店	2	0	0	0	1	0	1
	その他の接客娯楽業	4	0	1	1	1	1	0
15号	清掃・と畜業	5	1	1	1	1	0	1
17号	その他の事業	4	1	0	1	1	1	0
計		136 (3)	7 (1)	15	27	30 (1)	29 (1)	28

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	5

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

宮 城 局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	7	2	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	4 (1)	1	0	1 (1)	0	1	1
	電気・ガス・水道業	7	1	1	2	1	1	1
	その他の製造業	5	0	1	1	1	1	1
2号	鉱業	3	0	0	0	1	1	1
3号	建設業	7	1	2	1	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	7	1	1	2	1	1	1
	道路旅客運送業	7	0	1	1	1	2	2
	道路貨物運送業	9	1	2	2	1	1	2
5号	貨物取扱業	4	0	0	1	1	1	1
8号	卸売業	7	1	2	1	1	1	1
	小売業	8 (2)	2	2 (2)	2	1	0	1
	理美容業	4	0	0	0	1	2	1
	その他の商業	8	1	1	2	2	1	1
9号	金融、広告業	8 (2)	1 (1)	1	2 (1)	1	1	2
10号	映画・演劇業	5	0	0	2	1	1	1
11号	通信業	8	2	2	1	1	1	1
12号	教育・研究業	6 (2)	1 (1)	1	1	1 (1)	1	1
13号	医療保健業	5	1	0	1	1	1	1
	社会福祉施設	5	0	2	1	1	0	1
	その他の保健衛生業	4	0	0	1	1	1	1
14号	旅館業	9	2	2	1	1	2	1
	飲食店	6	0	1	1	1	1	2
	その他の接客娯楽業	5	0	1	0	1	1	2
15号	清掃・と畜業	6	1	1	1	1	1	1
17号	その他の事業	7 (1)	1	2	1	1 (1)	1	1
計		161 (8)	20 (2)	27 (2)	30 (2)	26 (2)	27	31

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	9

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

秋田局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	6	0	1	1	2	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	6 (2)	1 (1)	1	1	1	1 (1)	1
	電気・ガス・水道業	7	0	1	1	1	2	2
	その他の製造業	6	0	0	1	2	2	1
2号	鉱業	8	0	0	2	2	2	2
3号	建設業	8	0	1	2	2	1	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	9	1	1	1	2	2	2
	道路旅客運送業	8	0	1	1	2	2	2
	道路貨物運送業	6	0	0	1	2	2	1
5号	貨物取扱業	3	0	0	0	1	1	1
8号	卸売業	4	0	0	0	1	2	1
	小売業	7	1	1	1	2	1	1
	理美容業	4	0	0	0	1	1	2
	その他の商業	3	0	0	0	1	1	1
9号	金融、広告業	4 (2)	0	1 (1)	0	1 (1)	1	1
10号	映画・演劇業	4	1	0	0	1	1	1
11号	通信業	7	1	1	0	2	1	2
12号	教育・研究業	4	0	0	0	1	2	1
13号	医療保健業	7	1	1	1	2	1	1
	社会福祉施設	5	0	0	1	1	2	1
	その他の保健衛生業	4	0	0	1	1	1	1
14号	旅館業	8	0	2	2	1	2	1
	飲食店	4	0	0	0	1	2	1
	その他の接客娯楽業	4	0	0	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	6	0	1	1	2	1	1
17号	その他の事業	5	0	0	1	1	2	1
計		147 (4)	6 (1)	13 (1)	20	37 (1)	38 (1)	33

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	4

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

山形局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	9	1	1	2	2	2	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	8 (1)	1	2 (1)	1	2	1	1
	電気・ガス・水道業	6	0	1	1	1	2	1
	その他の製造業	6	1	0	1	1	1	2
2号	鉱業	7	0	0	1	2	2	2
3号	建設業	7	0	1	1	2	2	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	4	0	0	1	1	1	1
	道路旅客運送業	7	0	0	2	2	2	1
	道路貨物運送業	5	0	1	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	4	0	0	0	1	1	2
8号	卸売業	5	0	0	1	2	1	1
	小売業	7	0	1	1	1	2	2
	理美容業	4	0	0	0	2	1	1
	その他の商業	5	0	0	1	1	2	1
9号	金融、広告業	9	1	1	1	2	2	2
10号	映画・演劇業	4	0	0	1	1	1	1
11号	通信業	6	1	1	0	2	1	1
12号	教育・研究業	3	0	0	0	1	1	1
13号	医療保健業	6	0	1	0	1	2	2
	社会福祉施設	8	0	1	1	2	2	2
	その他の保健衛生業	4	0	0	1	1	1	1
14号	旅館業	8	0	1	1	2	2	2
	飲食店	4	0	0	0	2	1	1
	その他の接客娯楽業	5	0	0	1	1	2	1
15号	清掃・と畜業	7	1	0	1	1	2	2
17号	その他の事業	6	0	0	1	2	1	2
計		154 (1)	6	12 (1)	22	39	39	36

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	5

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

福島局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	12	1	2	2	2	3	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	12 (3)	2 (2)	2 (1)	2	3	2	1
	電気・ガス・水道業	12	2	1	2	3	3	1
	その他の製造業	12	1	1	2	3	3	2
2号	鉱業	8	0	0	0	3	3	2
3号	建設業	11	1	1	2	2	2	3
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	9	1	1	1	2	2	2
	道路旅客運送業	10	1	1	2	2	2	2
	道路貨物運送業	11	1	1	1	3	3	2
5号	貨物取扱業	7	0	0	1	2	2	2
8号	卸売業	9 (2)	0	0	1	2 (1)	3	3 (1)
	小売業	10	1	1	1	2	3	2
	理美容業	6	0	0	0	2	2	2
	その他の商業	8	0	0	1	2	2	3
9号	金融、広告業	9 (1)	0	0	1 (1)	3	3	2
10号	映画・演劇業	7	0	0	1	2	2	2
11号	通信業	10	1	1	1	2	3	2
12号	教育・研究業	9	0	0	1	3	2	3
13号	医療保健業	9	1	1	1	2	2	2
	社会福祉施設	10	0	1	1	2	3	3
	その他の保健衛生業	6	0	0	0	2	2	2
14号	旅館業	11	0	1	2	3	2	3
	飲食店	8	0	0	1	2	2	3
	その他の接客娯楽業	12	1	1	1	3	3	3
15号	清掃・と畜業	13	2	1	2	3	3	2
17号	その他の事業	13	1	1	2	3	3	3
計		254 (6)	17 (2)	18 (1)	32 (1)	63 (1)	65	59 (1)

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	7

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

茨 城 局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	12	2	3	2	1	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	12 (6)	3 (3)	3 (3)	2	2	1	1
	電気・ガス・水道業	9	1	2	2	1	2	1
	その他の製造業	12 (1)	2 (1)	2	2	2	2	2
2号	鉱業	8	0	0	2	2	2	2
3号	建設業	8	0	1	1	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	6	1	1	1	1	1	1
	道路旅客運送業	9	0	1	2	3	2	1
	道路貨物運送業	12	2	2	2	2	2	2
5号	貨物取扱業	5	0	1	1	1	1	1
8号	卸売業	8 (1)	1	1 (1)	1	1	2	2
	小売業	9 (1)	1	2	2	2	1 (1)	1
	理美容業	6	0	0	1	1	2	2
	その他の商業	8	0	1	1	2	2	2
9号	金融、広告業	9 (2)	1 (1)	1	1 (1)	2	2	2
10号	映画・演劇業	4	0	0	1	1	1	1
11号	通信業	7	0	1	2	1	2	1
12号	教育・研究業	10 (4)	2 (2)	2 (2)	1	1	2	2
13号	医療保健業	9 (4)	2 (1)	2 (2)	1 (1)	1	2	1
	社会福祉施設	8	1	1	2	2	1	1
	その他の保健衛生業	7	0	1	2	1	2	1
14号	旅館業	7	0	1	1	1	2	2
	飲食店	7	0	1	2	2	1	1
	その他の接客娯楽業	9	0	3	1	2	1	2
15号	清掃・と畜業	9	2	1	1	2	1	2
17号	その他の事業	7	1	2	0	1	2	1
計		217 (19)	22 (8)	36 (8)	37 (2)	40	43 (1)	39

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	7

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

栃木局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	10	2	1	1	2	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	13 (1)	3 (1)	2	2	2	2	2
	電気・ガス・水道業	6	1	1	1	1	1	1
	その他の製造業	11	2	1	2	2	2	2
2号	鉱業	8	0	2	2	1	2	1
3号	建設業	8	0	1	1	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	5	0	1	1	1	1	1
	道路旅客運送業	6	0	0	1	2	2	1
	道路貨物運送業	9	1	1	1	2	2	2
5号		3	0	0	0	1	1	1
8号	卸売業	5	0	0	1	1	2	1
	小売業	9	1	1	1	2	2	2
	理美容業	5	0	0	1	1	1	2
	その他の商業	5	0	1	1	1	1	1
9号	金融、広告業	7 (2)	1	1 (1)	1 (1)	2	1	1
10号	映画・演劇業	4	0	0	0	1	2	1
11号	通信業	9	1	1	1	2	2	2
12号	教育・研究業	9 (1)	1	1	1	2	2 (1)	2
13号	医療保健業	8	1	1	1	1	2	2
	社会福祉施設	6	0	0	1	2	1	2
	その他の保健衛生業	7	0	2	2	1	1	1
14号	旅館業	9	0	1	2	2	2	2
	飲食店	7	1	1	1	1	1	2
	その他の接客娯楽業	9	0	1	2	2	2	2
15号	清掃・と畜業	7	0	1	1	2	2	1
17号	その他の事業	6	1	1	1	1	1	1
計		191 (4)	16 (1)	23 (1)	30 (1)	40	42 (1)	40

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	14

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

群馬局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	10	1	2	1	2	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	12 (2)	2 (2)	2	2	2	2	2
	電気・ガス・水道業	7	1	1	2	1	1	1
	その他の製造業	9	1	1	1	2	2	2
2号	鉱業	7	0	0	1	2	2	2
3号	建設業	9	1	1	1	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	9	1	2	1	2	2	1
	道路旅客運送業	7	0	0	1	2	2	2
	道路貨物運送業	9	0	1	2	2	2	2
5号	貨物取扱業	5	0	1	0	1	2	1
8号	卸売業	8 (1)	0	1	1	2 (1)	2	2
	小売業	10	1	2	1	2	2	2
	理美容業	4	0	0	0	1	1	2
	その他の商業	6	0	1	1	1	1	2
9号	金融、広告業	8 (1)	1	1	1 (1)	2	2	1
10号	映画・演劇業	4	0	0	1	1	1	1
11号	通信業	5	1	0	1	1	1	1
12号	教育・研究業	7	0	1	1	1	2	2
13号	医療保健業	8	1	1	1	1	2	2
	社会福祉施設	9	1	1	1	3	2	1
	その他の保健衛生業	7	0	0	3	2	1	1
14号	旅館業	10	0	2	2	2	2	2
	飲食店	9	0	0	1	2	3	3
	その他の接客娯楽業	7	0	1	1	2	2	1
15号	清掃・と畜業	9	1	1	1	2	2	2
17号	その他の事業	7	1	1	1	2	1	1
計		202 (4)	14 (2)	24	30 (1)	45 (1)	46	43

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	7

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

埼　玉　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	18	6	3	3	2	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	20 (3)	4	4 (1)	4 (1)	2 (1)	3	3
	電気・ガス・水道業	10	1	2	2	2	1	2
	その他の製造業	20	4	5	5	2	2	2
2号	鉱業	5	0	1	1	1	1	1
3号	建設業	11	0	2	2	2	2	3
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	11	1	3	2	2	2	1
	道路旅客運送業	8	0	2	3	1	1	1
	道路貨物運送業	20	5	4	4	2	2	3
5号	貨物取扱業	7	1	0	0	2	2	2
8号	卸売業	10 (2)	1	3 (2)	2	2	1	1
	小売業	16	4	3	3	2	2	2
	理美容業	10	0	0	3	3	2	2
	その他の商業	15	2	3	3	2	2	3
9号	金融、広告業	12 (6)	2 (1)	2 (1)	2 (2)	2 (2)	2	2
10号	映画・演劇業	5	0	0	1	1	1	2
11号	通信業	12	2	1	4	1	2	2
12号	教育・研究業	16 (1)	3 (1)	3	3	3	2	2
13号	医療保健業	16	4	3	3	2	2	2
	社会福祉施設	14	2	3	3	2	2	2
	その他の保健衛生業	9	0	2	4	1	1	1
14号	旅館業	5	0	1	1	1	1	1
	飲食店	12	0	2	6	2	1	1
	その他の接客娯楽業	13	0	4	3	2	2	2
15号	清掃・と畜業	13	3	1	3	2	2	2
17号	その他の事業	13 (1)	2	3	3 (1)	2	2	1
計		321 (13)	47 (2)	60 (4)	73 (4)	48 (3)	45	48

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	24

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

千葉局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	12	4	3	2	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	11 (4)	2 (2)	2 (1)	2 (1)	2	1	2
	電気・ガス・水道業	14	2	4	2	2	2	2
	その他の製造業	13	2	4	3	1	2	1
2号	鉱業	8	0	1	2	1	2	2
3号	建設業	10	0	2	2	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	15	3	4	3	2	2	1
	道路旅客運送業	9	0	3	3	1	1	1
	道路貨物運送業	15	3	3	4	2	2	1
5号	貨物取扱業	15	1	5	3	2	2	2
8号	卸売業	7	0	2	2	1	1	1
	小売業	18 (1)	5	4 (1)	3	2	2	2
	理美容業	6	0	0	0	2	2	2
	その他の商業	10	0	4	3	1	2	0
9号	金融、広告業	11 (6)	2 (2)	2	3 (3)	1 (1)	1	2
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	9	0	3	3	1	1	1
12号	教育・研究業	13	3	3	3	2	1	1
13号	医療保健業	14	4	3	2	1	2	2
	社会福祉施設	10	2	2	3	1	1	1
	その他の保健衛生業	9	0	2	3	1	2	1
14号	旅館業	15	5	3	2	2	1	2
	飲食店	8	0	1	4	1	1	1
	その他の接客娯楽業	13	1	5	3	2	1	1
15号	清掃・と畜業	12	3	2	2	2	2	1
17号	その他の事業	11 (3)	3	2	2 (1)	2 (2)	1	1
計		291 (14)	45 (4)	69 (2)	64 (5)	39 (3)	39	35

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	17

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

東京局

区分		民営事業場 計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	17 (1)	5	2 (1)	2	4	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	15 (9)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	4 (1)	2 (1)	2
	電気・ガス・水道業	23	9	4	3	2	2	3
	その他の製造業	25	7	7	5	2	2	2
2号	鉱業	9	0	0	3	2	2	2
3号	建設業	48 (2)	21 (1)	10	5	4	4	4 (1)
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	37	9	8	11	2	4	3
	道路旅客運送業	45 (1)	21	14	4	2 (1)	2	2
	道路貨物運送業	25	7	4	4	4	4	2
5号	貨物取扱業	22	4	5	7	2	2	2
8号	卸売業	81 (17)	38 (5)	23 (7)	12 (2)	3 (3)	2	3
	小売業	22 (3)	6	5	5 (1)	2 (2)	2	2
	理美容業	34	0	6	20	4	2	2
	その他の商業	71 (11)	24	22 (3)	14 (7)	4	3 (1)	4
9号	金融、広告業	77 (26)	35 (10)	22 (6)	12 (6)	2 (1)	3 (3)	3
10号	映画・演劇業	110	5	28	38	13	13	13
11号	通信業	51 (5)	19 (1)	9 (1)	14 (1)	4 (2)	2	3
12号	教育・研究業	66 (24)	22 (7)	19 (5)	16 (7)	4 (4)	3 (1)	2
13号	医療保健業	17 (2)	4	2 (1)	4 (1)	2	2	3
	社会福祉施設	26 (1)	7	6	3 (1)	3	4	3
	その他の保健衛生業	16	0	3	4	2	3	4
14号	旅館業	25	10	2	4	4	3	2
	飲食店	47 (1)	6	21	11 (1)	4	3	2
	その他の接客娯楽業	19 (1)	4	5	4 (1)	2	2	2
15号	清掃・と畜業	33	9	9	9	2	2	2
17号	その他の事業	66 (61)	28 (27)	15 (15)	12 (12)	4 (4)	4 (2)	3 (1)
計		1,027 (165)	303 (54)	253 (41)	228 (42)	87 (18)	79 (8)	77 (2)

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	292

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

神奈川　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	18 (2)	4	4 (1)	3 (1)	3	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	29 (14)	6 (6)	6 (6)	5 (1)	4 (1)	4	4
	電気・ガス・水道業	15	2	5	2	2	2	2
	その他の製造業	34	8	7	7	4	4	4
2号	鉱業	5	0	0	1	2	1	1
3号	建設業	23	4	4	5	3	4	3
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	21	2	6	6	3	2	2
	道路旅客運送業	20	3	7	5	1	2	2
	道路貨物運送業	27	4	6	6	4	4	3
5号	貨物取扱業	27	2	3	8	5	5	4
8号	卸売業	19 (6)	2	4 (3)	4 (1)	3 (1)	3 (1)	3
	小売業	28 (2)	6	6 (2)	6	4	3	3
	理美容業	20	0	1	7	4	4	4
	その他の商業	26	2	6	6	4	4	4
9号	金融、広告業	19 (8)	1 (1)	3	5 (4)	3 (3)	3	4
10号	映画・演劇業	11	0	2	2	3	2	2
11号	通信業	19	2	4	5	3	3	2
12号	教育・研究業	42 (17)	14 (10)	8 (4)	7 (1)	4 (1)	5	4 (1)
13号	医療保健業	28 (1)	6	5 (1)	5	4	4	4
	社会福祉施設	21	1	7	4	3	3	3
	その他の保健衛生業	24	0	6	6	4	4	4
14号	旅館業	17	3	3	3	3	3	2
	飲食店	30	2	9	8	4	3	4
	その他の接客娯楽業	25	3	5	5	4	4	4
15号	清掃・と畜業	27	5	5	5	4	4	4
17号	その他の事業	23 (15)	5 (4)	5 (5)	4 (3)	3 (2)	3 (1)	3
計		598 (65)	87 (21)	127 (22)	130 (11)	88 (8)	85 (2)	81 (1)

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	76

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

新　潟　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	16	3	2	2	3	3	3
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	12 (1)	1	2	2	2 (1)	3	2
	電気・ガス・水道業	10	1	1	2	2	2	2
	その他の製造業	12	0	1	2	3	3	3
2号	鉱業	16	0	1	7	3	2	3
3号	建設業	12	1	2	3	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	13	1	1	2	3	3	3
	道路旅客運送業	10	0	1	2	2	3	2
	道路貨物運送業	12	1	2	2	2	2	3
5号	貨物取扱業	6	0	0	2	2	1	1
8号	卸売業	10	0	1	1	2	3	3
	小売業	11	1	1	2	3	2	2
	理美容業	8	0	0	0	2	3	3
	その他の商業	8	0	1	1	2	2	2
9号	金融、広告業	9 (2)	1	1	1 (1)	2 (1)	2	2
10号	映画・演劇業	5	0	0	1	1	2	1
11号	通信業	8	1	1	1	2	1	2
12号	教育・研究業	10 (2)	0	1 (1)	1	3	2 (1)	3
13号	医療保健業	11	2	1	2	2	2	2
	社会福祉施設	12	1	2	2	2	3	2
	その他の保健衛生業	8	0	1	2	2	1	2
14号	旅館業	13	1	2	2	2	3	3
	飲食店	9	0	0	2	3	2	2
	その他の接客娯楽業	13	0	2	2	3	3	3
15号	清掃・と畜業	15	1	3	3	3	2	3
17号	その他の事業	12 (1)	0	2	2 (1)	2	3	3
計		281 (6)	16	32 (1)	51 (2)	60 (2)	60 (1)	62

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	9

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

富山局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	6	1	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	7	1	2	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	9	1	2	1	1	2	2
	その他の製造業	8	1	1	1	2	2	1
2号	鉱業	6	0	0	0	2	2	2
3号	建設業	6	0	1	1	1	1	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	7	0	1	1	2	1	2
	道路旅客運送業	3	0	0	0	1	1	1
	道路貨物運送業	7	0	1	1	2	2	1
5号	貨物取扱業	6	0	1	1	1	1	2
8号	卸売業	5	0	0	1	1	1	2
	小売業	5	0	0	1	1	2	1
	理美容業	5	0	0	0	2	2	1
	その他の商業	5	0	0	0	2	2	1
9号	金融、広告業	8 (1)	0	1	1 (1)	2	2	2
10号	映画・演劇業	5	0	0	0	1	2	2
11号	通信業	7	1	1	0	2	2	1
12号	教育・研究業	5	0	0	0	2	2	1
13号	医療保健業	7	1	1	1	2	1	1
	社会福祉施設	5	0	1	1	1	1	1
	その他の保健衛生業	8	0	0	1	2	2	3
14号	旅館業	6	0	1	1	1	1	2
	飲食店	6	0	0	0	2	2	2
	その他の接客娯楽業	7	0	1	1	1	2	2
15号	清掃・と畜業	8	1	1	1	1	2	2
17号	その他の事業	9	1	1	1	2	2	2
計		166 (1)	8	18	18 (1)	39	42	41

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	4

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

石川局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	9	1	1	1	2	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	6	1	1	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	6	1	1	1	1	1	1
	その他の製造業	4	0	0	1	1	1	1
2号	鉱業	4	0	0	0	1	2	1
3号	建設業	6	1	1	1	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	4	0	1	0	1	1	1
	道路旅客運送業	5	0	1	1	1	1	1
	道路貨物運送業	6	0	1	1	1	1	2
5号	貨物取扱業	4	0	1	0	1	1	1
8号	卸売業	4 (2)	0	1	1 (1)	1 (1)	0	1
	小売業	6 (1)	1	1	1	1 (1)	1	1
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	3	0	0	1	1	1	0
9号	金融、広告業	5 (1)	0	1	1 (1)	1	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	6	1	1	1	1	1	1
12号	教育・研究業	5 (2)	1 (1)	0	1 (1)	1	1	1
13号	医療保健業	6	1	1	1	1	1	1
	社会福祉施設	5	0	1	1	1	1	1
	その他の保健衛生業	6	0	1	1	1	2	1
14号	旅館業	7	0	2	2	1	1	1
	飲食店	3	0	0	0	1	1	1
	その他の接客娯楽業	5	0	1	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	3	0	1	1	0	1	0
17号	その他の事業	5	1	1	1	1	0	1
計		129 (6)	9 (1)	20	21 (3)	26 (2)	27	26

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	7

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

福井局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	7	0	1	1	2	1	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	6 (1)	1	1	1	1	1 (1)	1
	電気・ガス・水道業	11	5	1	1	2	1	1
	その他の製造業	4	0	0	1	1	1	1
2号	鉱業	3	0	0	0	1	1	1
3号	建設業	4	0	0	1	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	3	0	0	0	1	1	1
	道路旅客運送業	6	0	0	1	2	1	2
	道路貨物運送業	5	0	1	0	1	2	1
5号	貨物取扱業	5	0	1	1	1	1	1
8号	卸売業	4	0	0	0	1	2	1
	小売業	4	0	0	1	1	1	1
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	5	0	0	1	1	1	2
9号	金融、広告業	3	0	0	0	1	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	5	0	1	0	1	2	1
12号	教育・研究業	4	0	1	0	1	1	1
13号	医療保健業	5	0	1	1	1	1	1
	社会福祉施設	6	0	1	1	2	1	1
	その他の保健衛生業	4	0	0	0	1	1	2
14号	旅館業	7	0	1	1	1	2	2
	飲食店	3	0	0	0	1	1	1
	その他の接客娯楽業	4	0	0	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	5	0	0	0	2	1	2
17号	その他の事業	4	0	0	0	1	2	1
計		123 (1)	6	10	13	31	31 (1)	32

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	5

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

山梨局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	6	1	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	6	1	1	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	4	1	0	1	1	0	1
	その他の製造業	4	0	0	1	1	1	1
2号	鉱業	6	0	0	1	1	2	2
3号	建設業	3	0	0	0	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	3	0	0	0	1	1	1
	道路旅客運送業	6	0	0	1	2	2	1
	道路貨物運送業	3	0	0	0	1	1	1
5号	貨物取扱業	1	0	0	0	0	0	1
8号	卸売業	3	0	0	0	1	1	1
	小売業	3	0	1	0	1	0	1
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	4	0	1	0	1	1	1
9号	金融、広告業	3 (1)	0	0	0	1 (1)	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	4	0	1	0	1	1	1
12号	教育・研究業	3	0	0	0	1	1	1
13号	医療保健業	3	0	1	0	0	1	1
	社会福祉施設	4	0	0	1	1	1	1
	その他の保健衛生業	4	0	0	1	1	1	1
14号	旅館業	6	0	1	1	1	2	1
	飲食店	3	0	0	0	1	1	1
	その他の接客娯楽業	5	0	1	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	3	0	0	0	1	1	1
17号	その他の事業	2	0	0	0	0	1	1
計		98 (1)	3	8	10	24 (1)	26	27

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	3

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

長 野 局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	9	0	1	1	3	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	16	2	3	3	2	3	3
	電気・ガス・水道業	14	2	1	3	3	2	3
	その他の製造業	11	0	1	1	3	3	3
2号	鉱業	8	0	0	1	2	2	3
3号	建設業	10	0	1	2	2	2	3
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	12	1	2	2	3	2	2
	道路旅客運送業	11	0	1	2	2	3	3
	道路貨物運送業	8	0	1	1	2	2	2
5号	貨物取扱業	4	0	0	0	1	1	2
8号	卸売業	11	0	1	1	3	3	3
	小売業	12	0	2	2	2	3	3
	理美容業	8	0	0	0	3	2	3
	その他の商業	9	1	0	1	3	2	2
9号	金融、広告業	10 (2)	0	1	1	3 (2)	2	3
10号	映画・演劇業	6	0	0	1	1	1	3
11号	通信業	13	1	1	2	3	3	3
12号	教育・研究業	11 (1)	0	1 (1)	2	3	3	2
13号	医療保健業	12	2	1	2	2	2	3
	社会福祉施設	9	0	1	2	2	2	2
	その他の保健衛生業	11	0	0	3	3	3	2
14号	旅館業	16	0	2	4	3	3	4
	飲食店	9	0	0	1	2	3	3
	その他の接客娯楽業	11	0	1	2	2	3	3
15号	清掃・と畜業	10	1	1	1	2	3	2
17号	その他の事業	12	1	1	1	3	3	3
計		273 (3)	11	24 (1)	42	63 (2)	63	70

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	10

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

岐阜局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	11	1	2	2	2	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	11 (2)	1 (1)	2 (1)	2	2	2	2
	電気・ガス・水道業	9	0	1	1	2	3	2
	その他の製造業	9	2	1	1	1	2	2
2号	鉱業	9	1	1	1	2	1	3
3号	建設業	9	1	1	1	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	6	0	1	1	2	1	1
	道路旅客運送業	7	0	0	1	2	2	2
	道路貨物運送業	8	1	1	1	1	2	2
5号	貨物取扱業	3	0	0	0	1	1	1
8号	卸売業	8	0	1	1	2	2	2
	小売業	9	1	1	1	2	2	2
	理美容業	6	0	0	0	2	2	2
	その他の商業	6	0	0	1	1	2	2
9号	金融、広告業	7 (2)	1	1 (1)	1 (1)	2	1	1
10号	映画・演劇業	4	0	0	0	1	2	1
11号	通信業	7	0	1	1	1	2	2
12号	教育・研究業	7	0	1	1	1	2	2
13号	医療保健業	9	1	1	1	2	2	2
	社会福祉施設	9	1	1	1	2	2	2
	その他の保健衛生業	7	0	0	1	3	2	1
14号	旅館業	11	1	1	1	3	2	3
	飲食店	8	0	1	1	2	2	2
	その他の接客娯楽業	10	0	2	2	2	2	2
15号	清掃・と畜業	8	1	1	1	2	1	2
17号	その他の事業	11	1	1	2	2	3	2
計		209 (4)	14 (1)	23 (2)	27 (1)	47	49	49

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	5

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

静　岡　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	20	4	4	4	3	2	3
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	22 (5)	5 (5)	4	4	3	3	3
	電気・ガス・水道業	14	3	2	4	2	1	2
	その他の製造業	20	6	4	4	2	2	2
2号	鉱業	8	0	0	2	2	2	2
3号	建設業	12	1	3	2	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	10	0	2	3	1	2	2
	道路旅客運送業	14	2	3	3	2	2	2
	道路貨物運送業	13	2	2	3	2	2	2
5号	貨物取扱業	12	1	2	3	2	2	2
8号	卸売業	11 (3)	0	2 (1)	3	2 (1)	2 (1)	2
	小売業	13	2	3	2	2	2	2
	理美容業	7	0	0	2	1	2	2
	その他の商業	11 (1)	2	2	3 (1)	2	1	1
9号	金融、広告業	14 (4)	2 (1)	3	3 (2)	2 (1)	2	2
10号	映画・演劇業	10	0	1	2	2	2	3
11号	通信業	12	1	2	3	2	2	2
12号	教育・研究業	13 (2)	2 (1)	3	3 (1)	2	1	2
13号	医療保健業	11	1	2	2	2	2	2
	社会福祉施設	11	0	4	2	1	2	2
	その他の保健衛生業	8	0	0	3	2	2	1
14号	旅館業	18	2	4	5	2	3	2
	飲食店	11	0	2	3	2	2	2
	その他の接客娯楽業	13	1	3	3	2	2	2
15号	清掃・と畜業	12	2	3	3	1	2	1
17号	その他の事業	12	2	3	2	2	1	2
計		332 (15)	41 (7)	63 (1)	76 (4)	50 (2)	50 (1)	52

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	17

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

愛知局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	26	5	5	5	3	4	4
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	34 (6)	8 (2)	6 (2)	7 (2)	4	4	5
	電気・ガス・水道業	19	5	5	4	1	2	2
	その他の製造業	25 (1)	5 (1)	6	6	2	3	3
2号	鉱業	6	0	0	1	2	1	2
3号	建設業	26	5	7	5	3	3	3
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	18	5	4	3	1	2	3
	道路旅客運送業	14	4	4	3	2	0	1
	道路貨物運送業	28	6	8	6	3	3	2
5号	貨物取扱業	25	2	6	8	3	3	3
8号	卸売業	30 (2)	5	8	8 (2)	4	2	3
	小売業	25 (2)	6	6 (1)	4 (1)	3	3	3
	理美容業	11	0	0	4	3	2	2
	その他の商業	24	3	6	6	3	3	3
9号	金融、広告業	23 (5)	4 (2)	6 (2)	5 (1)	2	3	3
10号	映画・演劇業	16	0	2	5	3	3	3
11号	通信業	26	6	4	6	3	3	4
12号	教育・研究業	26 (1)	5 (1)	6	5	3	3	4
13号	医療保健業	20	5	3	4	3	3	2
	社会福祉施設	11	0	4	2	2	1	2
	その他の保健衛生業	13	0	0	6	3	2	2
14号	旅館業	16	5	2	3	2	2	2
	飲食店	20	0	5	7	4	2	2
	その他の接客娯楽業	20	3	5	5	3	2	2
15号	清掃・と畜業	20	4	5	5	2	2	2
17号	その他の事業	27 (3)	6	7	6 (1)	3 (2)	2	3
計		549 (20)	97 (6)	120 (5)	129 (7)	70 (2)	63	70

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	75

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

三　重　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	9	1	1	1	2	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	12	2	2	2	2	2	2
	電気・ガス・水道業	9	1	1	2	2	1	2
	その他の製造業	7	0	1	1	2	1	2
2号	鉱業	8	0	0	2	2	2	2
3号	建設業	9	1	1	1	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	8	0	1	3	2	1	1
	道路旅客運送業	6	0	0	1	1	2	2
	道路貨物運送業	9	1	1	1	2	2	2
5号	貨物取扱業	4	0	0	1	1	1	1
8号	卸売業	5	0	0	1	1	2	1
	小売業	11 (1)	2	1	2	2	2 (1)	2
	理美容業	5	0	0	0	1	2	2
	その他の商業	5	0	1	1	1	1	1
9号	金融、広告業	7 (2)	1	1 (1)	1 (1)	2	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	1	0	1	1
11号	通信業	6	1	0	1	1	1	2
12号	教育・研究業	6	0	1	1	1	1	2
13号	医療保健業	8	1	1	1	1	2	2
	社会福祉施設	8	0	1	2	2	2	1
	その他の保健衛生業	4	0	0	1	1	1	1
14号	旅館業	9	0	1	2	2	2	2
	飲食店	7	0	1	1	1	2	2
	その他の接客娯楽業	14	4	2	2	2	2	2
15号	清掃・と畜業	8	0	1	1	2	2	2
17号	その他の事業	8	1	1	1	1	2	2
計		195 (3)	16	20 (1)	34 (1)	39	42 (1)	44

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	7

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

滋賀局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	6	1	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	8 (3)	2 (1)	2 (1)	1 (1)	1	1	1
	電気・ガス・水道業	5	0	1	1	1	1	1
	その他の製造業	6	1	1	1	1	1	1
2号	鉱業	1	0	0	0	0	1	0
3号	建設業	4	0	1	0	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	4	0	1	1	1	1	0
	道路旅客運送業	2	0	1	1	0	0	0
	道路貨物運送業	5	0	1	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	1	0	1	0	0	0	0
8号	卸売業	2	0	0	1	0	0	1
	小売業	6	2	1	1	1	1	0
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	1	0	0	1	0	0	0
9号	金融、広告業	4	1	0	1	1	1	0
10号	映画・演劇業	1	0	0	0	0	0	1
11号	通信業	5	1	0	1	1	1	1
12号	教育・研究業	5 (1)	1	1	1	0	1	1 (1)
13号	医療保健業	3	1	1	0	1	0	0
	社会福祉施設	5	0	1	1	1	1	1
	その他の保健衛生業	4	0	1	1	0	1	1
14号	旅館業	4	0	1	1	1	0	1
	飲食店	3	0	0	1	1	1	0
	その他の接客娯楽業	6	1	1	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	3	0	1	1	0	0	1
17号	その他の事業	4 (1)	0	1	1	1 (1)	1	0
計		101 (5)	11 (1)	19 (1)	20 (1)	17 (1)	18	16 (1)

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	12

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

京　都　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	13	2	2	2	2	2	3
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	9 (2)	1 (1)	1 (1)	1	2	2	2
	電気・ガス・水道業	8	2	1	1	2	1	1
	その他の製造業	10	2	1	1	2	2	2
2号	鉱業	6	0	0	0	3	1	2
3号	建設業	6 (1)	0	0	1	1 (1)	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	8	1	2	1	1	1	2
	道路旅客運送業	15	4	3	1	2	2	3
	道路貨物運送業	9	1	1	1	2	2	2
5号	貨物取扱業	6	0	0	0	2	2	2
8号	卸売業	12	1	1	2	3	3	2
	小売業	13 (7)	2 (2)	2 (1)	2 (2)	2 (2)	2	3
	理美容業	8	0	0	2	2	2	2
	その他の商業	13	1	1	2	3	3	3
9号	金融、広告業	12 (1)	2 (1)	2	1	2	2	3
10号	映画・演劇業	6	0	0	1	2	2	1
11号	通信業	8	0	1	1	2	2	2
12号	教育・研究業	13 (1)	2	2	2 (1)	3	2	2
13号	医療保健業	14	3	2	1	2	3	3
	社会福祉施設	11	1	2	2	2	2	2
	その他の保健衛生業	9	0	1	1	2	3	2
14号	旅館業	16	5	2	2	2	3	2
	飲食店	11	0	2	2	2	2	3
	その他の接客娯楽業	10	0	1	2	3	2	2
15号	清掃・と畜業	9	2	1	1	2	2	1
17号	その他の事業	10 (1)	1	1	1 (1)	2	2	3
計		265 (13)	33 (4)	32 (2)	34 (4)	55 (3)	54	57

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	23

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

大阪　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	29	6	5	6	4	4	4
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	35 (8)	5 (2)	5 (4)	7 (2)	5	7	6
	電気・ガス・水道業	18	4	4	3	3	2	2
	その他の製造業	26	2	6	7	4	4	3
2号	鉱業	5	0	0	0	1	2	2
3号	建設業	31 (1)	9	8	5	3	3 (1)	3
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	36	12	7	7	4	4	2
	道路旅客運送業	23	7	8	2	2	1	3
	道路貨物運送業	29	4	7	6	4	4	4
5号	貨物取扱業	31	0	6	9	6	5	5
8号	卸売業	53 (9)	15 (1)	12 (2)	11 (3)	5 (1)	5 (1)	5 (1)
	小売業	30 (1)	8	6	6	3 (1)	4	3
	理美容業	21	0	1	8	4	5	3
	その他の商業	38 (1)	6	8	9	4 (1)	5	6
9号	金融、広告業	36 (12)	8 (3)	8 (1)	8 (6)	4 (1)	4 (1)	4
10号	映画・演劇業	21	0	2	7	4	4	4
11号	通信業	39	12	6	8	4	5	4
12号	教育・研究業	35 (6)	6 (1)	8 (3)	8 (2)	4	4	5
13号	医療保健業	34	9	6	5	4	5	5
	社会福祉施設	24	4	5	5	3	3	4
	その他の保健衛生業	22	0	5	4	3	4	6
14号	旅館業	21	9	3	2	3	2	2
	飲食店	33	0	11	8	4	5	5
	その他の接客娯楽業	26	4	6	5	4	3	4
15号	清掃・と畜業	32	9	6	6	4	3	4
17号	その他の事業	36 (17)	9 (4)	8 (4)	7 (4)	4 (4)	4 (1)	4
計		764 (55)	148 (11)	157 (14)	159 (17)	97 (8)	101 (4)	102 (1)

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	101

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

兵庫局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	22	5	5	4	2	3	3
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	25 (7)	5 (5)	5 (2)	5	3	3	4
	電気・ガス・水道業	16	3	4	2	3	2	2
	その他の製造業	20	3	4	4	3	3	3
2号	鉱業	5	0	0	1	2	1	1
3号	建設業	17	3	4	4	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	19	3	4	4	3	2	3
	道路旅客運送業	17	3	3	4	2	2	3
	道路貨物運送業	20	5	4	4	2	2	3
5号	貨物取扱業	29	1	7	9	4	4	4
8号	卸売業	17 (1)	2 (1)	3	3	3	3	3
	小売業	23	6	4	4	3	3	3
	理美容業	12	0	0	2	4	3	3
	その他の商業	22	2	4	4	4	4	4
9号	金融、広告業	18 (5)	2 (1)	3 (2)	4 (2)	3	3	3
10号	映画・演劇業	12	1	1	2	3	2	3
11号	通信業	17	3	3	3	3	3	2
12号	教育・研究業	20 (9)	3 (3)	4 (4)	4	3 (1)	3 (1)	3
13号	医療保健業	23	4	5	4	4	3	3
	社会福祉施設	15	0	5	4	2	2	2
	その他の保健衛生業	16	0	2	6	3	2	3
14号	旅館業	18	5	4	3	2	2	2
	飲食店	16	1	3	4	2	3	3
	その他の接客娯楽業	20	0	7	5	2	3	3
15号	清掃・と畜業	19	3	4	4	2	3	3
17号	その他の事業	21 (1)	4	4 (1)	4	3	3	3
計		479 (23)	67 (10)	96 (9)	101 (2)	72 (1)	69 (1)	74

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	31

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

奈良局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	5	0	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	5	0	1	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	5	0	1	0	2	1	1
	その他の製造業	5	1	1	0	1	1	1
2号	鉱業	2	0	0	0	1	0	1
3号	建設業	2	0	0	0	1	1	0
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	6	1	1	1	1	1	1
	道路旅客運送業	6	1	1	1	1	1	1
	道路貨物運送業	4	1	0	0	1	1	1
5号	貨物取扱業	2	0	0	0	1	1	0
8号	卸売業	3	0	0	0	1	1	1
	小売業	5	1	1	1	0	1	1
	理美容業	4	0	0	1	1	1	1
	その他の商業	4	0	0	1	1	1	1
9号	金融、広告業	4	0	0	1	1	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	3	0	0	0	1	1	1
12号	教育・研究業	5	0	1	1	1	1	1
13号	医療保健業	5	1	1	1	1	1	0
	社会福祉施設	4	1	1	1	0	0	1
	その他の保健衛生業	4	0	0	1	1	1	1
14号	旅館業	4	1	0	1	1	0	1
	飲食店	4	0	0	1	1	1	1
	その他の接客娯楽業	5	0	1	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	4	1	1	0	1	1	0
17号	その他の事業	3	1	0	0	1	0	1
計		106	10	12	15	25	22	22

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	2

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

和歌山　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	7	0	1	1	1	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	4	0	0	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	5	0	1	1	1	1	1
	その他の製造業	5	0	0	1	2	1	1
2号	鉱業	3	0	0	0	1	1	1
3号	建設業	4	0	0	0	1	1	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	6	0	1	0	2	1	2
	道路旅客運送業	5	0	0	1	2	1	1
	道路貨物運送業	6	1	1	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	6	0	1	1	2	1	1
8号	卸売業	5	0	0	0	2	1	2
	小売業	7	0	1	1	2	1	2
	理美容業	4	0	0	0	1	2	1
	その他の商業	6	0	0	0	2	2	2
9号	金融、広告業	7	1	0	1	1	2	2
10号	映画・演劇業	5	0	0	0	1	2	2
11号	通信業	5	0	0	0	2	2	1
12号	教育・研究業	4	0	0	0	2	1	1
13号	医療保健業	6	0	1	1	1	1	2
	社会福祉施設	7	0	1	1	2	2	1
	その他の保健衛生業	5	0	0	1	1	1	2
14号	旅館業	6	0	1	1	1	2	1
	飲食店	5	0	0	1	1	2	1
	その他の接客娯楽業	5	0	0	1	1	2	1
15号	清掃・と畜業	6	0	0	0	2	2	2
17号	その他の事業	5	0	0	0	2	2	1
計		139	2	9	15	38	38	37

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	3

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

鳥 取 局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	6	1	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	5	1	0	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	3	0	0	1	1	0	1
	その他の製造業	3	0	0	0	1	1	1
2号	鉱業	4	0	0	1	1	1	1
3号	建設業	4	0	0	1	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	6	1	1	1	1	1	1
	道路旅客運送業	3	0	0	0	1	1	1
	道路貨物運送業	3	0	0	0	1	1	1
5号	貨物取扱業	3	0	0	0	1	1	1
8号	卸売業	2	0	0	0	1	1	0
	小売業	2	0	0	0	1	0	1
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	3	0	0	0	1	1	1
9号	金融、広告業	3	0	0	0	1	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	4	0	1	0	1	1	1
12号	教育・研究業	2	0	0	0	1	0	1
13号	医療保健業	3	0	0	0	1	1	1
	社会福祉施設	4	0	0	1	1	1	1
	その他の保健衛生業	2	0	0	0	1	0	1
14号	旅館業	4	0	1	1	1	0	1
	飲食店	2	0	0	0	1	1	0
	その他の接客娯楽業	2	0	0	0	1	1	0
15号	清掃・と畜業	3	0	0	1	1	0	1
17号	その他の事業	3	0	1	0	1	1	0
計		85	3	5	9	26	20	22

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	2

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

島根局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	4	0	0	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	5	0	1	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	5	1	1	1	1	0	1
	その他の製造業	3	0	0	0	1	1	1
2号	鉱業	6	0	0	1	2	2	1
3号	建設業	4	0	0	1	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	3	0	0	0	1	1	1
	道路旅客運送業	6	0	0	1	1	2	2
	道路貨物運送業	4	0	0	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	3	0	0	0	1	1	1
8号	卸売業	3 (1)	0	0	0	1 (1)	1	1
	小売業	4	0	0	0	1	2	1
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	3	0	0	0	1	1	1
9号	金融、広告業	4	0	1	0	1	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	3	0	0	0	1	1	1
12号	教育・研究業	3	0	0	0	1	1	1
13号	医療保健業	3	0	0	0	1	1	1
	社会福祉施設	5	0	0	1	1	2	1
	その他の保健衛生業	3	0	0	0	1	1	1
14号	旅館業	6	0	1	1	1	1	2
	飲食店	4	0	0	0	1	1	2
	その他の接客娯楽業	3	0	0	0	1	1	1
15号	清掃・と畜業	5	0	0	1	1	2	1
17号	その他の事業	5	0	0	1	1	1	2
計		103 (1)	1	4	11	27 (1)	30	30

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	1

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

岡山局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	11	2	1	2	2	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	8 (1)	1	2 (1)	1	2	1	1
	電気・ガス・水道業	6	0	2	1	1	1	1
	その他の製造業	8	1	1	1	2	1	2
2号	鉱業	7	0	0	2	2	1	2
3号	建設業	8	0	1	1	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	8	0	1	1	2	2	2
	道路旅客運送業	8 (1)	0	1	1	2 (1)	2	2
	道路貨物運送業	11	1	2	2	2	2	2
5号	貨物取扱業	6	0	1	1	1	2	1
8号	卸売業	8	0	1	1	2	2	2
	小売業	9 (1)	1	1	1	2	2 (1)	2
	理美容業	5	0	0	1	1	1	2
	その他の商業	5	0	1	1	1	1	1
9号	金融、広告業	6 (2)	0	1 (1)	1 (1)	2	1	1
10号	映画・演劇業	5	0	1	1	1	1	1
11号	通信業	8	1	1	1	2	1	2
12号	教育・研究業	6 (1)	0	1 (1)	1	1	2	1
13号	医療保健業	11	1	2	2	2	2	2
	社会福祉施設	9	1	1	1	2	2	2
	その他の保健衛生業	5	0	0	1	1	2	1
14号	旅館業	7	0	1	1	2	2	1
	飲食店	5	0	1	1	1	1	1
	その他の接客娯楽業	7	0	1	1	2	1	2
15号	清掃・と畜業	8	1	1	1	2	2	1
17号	その他の事業	9	1	1	1	2	2	2
計		194 (6)	11	27 (3)	30 (1)	44 (1)	41 (1)	41

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	13

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

広島局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	13 (1)	3	3	2 (1)	1	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	14 (2)	3 (1)	2 (1)	3	2	2	2
	電気・ガス・水道業	12	3	2	2	2	2	1
	その他の製造業	12	2	3	2	1	2	2
2号	鉱業	5	0	0	1	2	1	1
3号	建設業	15	3	4	2	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	19	2	3	3	4	3	4
	道路旅客運送業	13	2	3	2	2	2	2
	道路貨物運送業	12	0	3	3	2	2	2
5号	貨物取扱業	15	1	3	3	3	2	3
8号	卸売業	14 (2)	2	3	2	2 (1)	3	2 (1)
	小売業	13	2	3	3	2	1	2
	理美容業	8	0	0	1	2	3	2
	その他の商業	14	1	2	3	3	2	3
9号	金融、広告業	15 (3)	2	2	3 (2)	3 (1)	3	2
10号	映画・演劇業	9	0	1	1	3	3	1
11号	通信業	16 (1)	2	4 (1)	3	2	3	2
12号	教育・研究業	13	1	2	3	3	2	2
13号	医療保健業	15	3	3	3	2	2	2
	社会福祉施設	11	2	3	2	0	2	2
	その他の保健衛生業	8	0	0	2	2	2	2
14号	旅館業	8	2	1	1	1	1	2
	飲食店	10	0	2	1	2	3	2
	その他の接客娯楽業	11	0	2	3	2	1	3
15号	清掃・と畜業	13	2	3	2	3	1	2
17号	その他の事業	15 (4)	2 (1)	3 (1)	2 (1)	2 (1)	3	3
計		323 (13)	40 (2)	60 (3)	58 (4)	55 (3)	55	55 (1)

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	17

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

山口局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	9	1	1	1	2	2	2
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	9	1	1	1	2	2	2
	電気・ガス・水道業	11	0	2	2	2	3	2
	その他の製造業	10	0	1	2	3	2	2
2号	鉱業	7	0	0	2	1	3	1
3号	建設業	11	1	1	2	2	2	3
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	14	1	2	2	3	3	3
	道路旅客運送業	9	0	1	1	2	3	2
	道路貨物運送業	8	0	1	1	2	2	2
5号	貨物取扱業	13	0	2	2	3	2	4
8号	卸売業	10	0	0	2	3	2	3
	小売業	10 (2)	0	1 (1)	1	2	3	3 (1)
	理美容業	9	0	0	1	3	2	3
	その他の商業	8	0	0	1	2	3	2
9号	金融、広告業	9	0	0	1	2	3	3
10号	映画・演劇業	8	0	0	1	2	2	3
11号	通信業	10	1	1	1	3	2	2
12号	教育・研究業	10	0	1	1	2	3	3
13号	医療保健業	13	2	1	2	2	3	3
	社会福祉施設	9	0	1	2	2	2	2
	その他の保健衛生業	8	0	0	1	2	2	3
14号	旅館業	8	0	1	1	2	3	1
	飲食店	9	0	0	1	3	2	3
	その他の接客娯楽業	10	0	1	1	3	3	2
15号	清掃・と畜業	12	1	1	2	2	3	3
17号	その他の事業	11	0	1	2	3	2	3
計		255 (2)	8	21 (1)	37	60	64	65 (1)

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	5

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

徳　島　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	7	1	1	1	2	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	4	0	0	0	1	2	1
	電気・ガス・水道業	6	1	0	0	2	1	2
	その他の製造業	4	0	1	0	1	1	1
2号	鉱業	5	0	0	0	1	2	2
3号	建設業	3	0	0	0	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	4	0	0	0	1	2	1
	道路旅客運送業	6	0	0	0	2	2	2
	道路貨物運送業	3	0	0	0	1	1	1
5号	貨物取扱業	3	0	0	0	1	1	1
8号	卸売業	4	0	0	0	1	1	2
	小売業	4	0	0	0	1	1	2
	理美容業	4	0	0	0	1	2	1
	その他の商業	4	0	0	0	1	2	1
9号	金融、広告業	4	0	0	0	1	1	2
10号	映画・演劇業	4	0	0	0	1	2	1
11号	通信業	6	1	0	0	2	2	1
12号	教育・研究業	4	0	0	0	1	2	1
13号	医療保健業	6	0	1	1	1	1	2
	社会福祉施設	5	0	0	1	1	2	1
	その他の保健衛生業	4	0	0	0	2	1	1
14号	旅館業	5	0	1	0	2	1	1
	飲食店	4	0	0	0	1	2	1
	その他の接客娯楽業	6	0	0	1	1	2	2
15号	清掃・と畜業	4	1	0	0	1	1	1
17号	その他の事業	5	0	0	0	2	2	1
計		118	4	4	4	33	39	34

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	3

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

香川　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	5	0	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	6 (1)	1 (1)	1	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	5	0	0	1	1	2	1
	その他の製造業	6	1	0	1	2	1	1
2号	鉱業	6	0	0	0	1	2	3
3号	建設業	6	0	1	2	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	7	1	1	0	1	2	2
	道路旅客運送業	6	0	0	1	2	2	1
	道路貨物運送業	6	1	1	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	5	0	1	1	1	1	1
8号	卸売業	5 (2)	0	1 (1)	1	1 (1)	1	1
	小売業	8	1	1	1	2	2	1
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	3	0	0	0	1	1	1
9号	金融、広告業	5	1	0	1	1	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	7	1	1	1	1	1	2
12号	教育・研究業	3	0	0	0	1	1	1
13号	医療保健業	5	1	0	1	1	1	1
	社会福祉施設	4	0	0	1	1	1	1
	その他の保健衛生業	6	0	1	1	2	1	1
14号	旅館業	4	0	0	1	1	1	1
	飲食店	4	0	0	1	1	1	1
	その他の接客娯楽業	4	0	0	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	6	1	0	1	1	2	1
17号	その他の事業	6	0	1	1	1	1	2
計		134 (3)	9 (1)	11 (1)	21	30 (1)	32	31

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	8

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

愛 媛 局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	8	1	1	1	2	2	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	6 (1)	1	1 (1)	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	9	2	0	2	2	1	2
	その他の製造業	6	1	1	1	1	1	1
2号	鉱業	6	0	0	1	1	2	2
3号	建設業	8	1	1	1	2	2	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	12	0	1	2	3	3	3
	道路旅客運送業	7	0	0	1	2	2	2
	道路貨物運送業	7	2	1	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	4	0	0	1	1	1	1
8号	卸売業	5	0	1	1	1	1	1
	小売業	6 (1)	1	1	1	1	1	1 (1)
	理美容業	4	0	0	1	1	1	1
	その他の商業	5	1	0	1	1	1	1
9号	金融、広告業	6 (2)	1	1 (1)	1 (1)	1	1	1
10号	映画・演劇業	4	0	0	1	1	1	1
11号	通信業	8	1	1	1	1	2	2
12号	教育・研究業	4	0	0	1	1	1	1
13号	医療保健業	7	1	1	1	2	1	1
	社会福祉施設	5	0	1	1	1	1	1
	その他の保健衛生業	6	0	0	2	2	1	1
14号	旅館業	5	0	1	1	1	1	1
	飲食店	3	0	0	0	1	1	1
	その他の接客娯楽業	4	0	0	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	8	1	1	1	1	2	2
17号	その他の事業	5	0	1	1	1	1	1
計		158 (4)	14	15 (2)	28 (1)	34	34	33 (1)

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	6

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

高知局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	3	0	0	1	0	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	2	0	0	0	1	0	1
	電気・ガス・水道業	4	0	0	1	1	1	1
	その他の製造業	2	0	0	0	0	1	1
2号	鉱業	5	0	1	1	1	1	1
3号	建設業	4	0	1	0	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	4	1	0	0	1	1	1
	道路旅客運送業	7	0	0	1	2	2	2
	道路貨物運送業	3	0	0	0	1	1	1
5号	貨物取扱業	3	0	0	0	1	1	1
8号	卸売業	3	0	0	0	1	1	1
	小売業	1	0	0	1	0	0	0
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	2	0	0	0	1	0	1
9号	金融、広告業	3	0	0	0	1	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	3	0	0	1	1	1	0
12号	教育・研究業	3	0	0	0	1	1	1
13号	医療保健業	4	0	1	1	1	1	0
	社会福祉施設	3	0	0	1	1	0	1
	その他の保健衛生業	3	0	0	1	0	1	1
14号	旅館業	4	0	1	1	0	1	1
	飲食店	2	0	0	0	1	0	1
	その他の接客娯楽業	2	0	0	0	1	1	0
15号	清掃・と畜業	3	1	0	0	1	0	1
17号	その他の事業	2	0	0	1	0	1	0
計		81	2	4	11	21	21	22

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	5

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

福　岡　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	21	3	4	4	2	4	4
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	20	3	3	3	3	4	4
	電気・ガス・水道業	21	3	4	4	3	4	3
	その他の製造業	21	0	4	4	4	4	5
2号	鉱業	10	0	0	2	3	3	2
3号	建設業	20	3	4	4	2	4	3
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	20	3	4	4	3	3	3
	道路旅客運送業	22	3	5	6	3	2	3
	道路貨物運送業	21	1	5	4	4	3	4
5号	貨物取扱業	26	1	4	6	5	5	5
8号	卸売業	27 (5)	3	4 (1)	5 (2)	5 (2)	5	5
	小売業	24 (1)	3	3 (1)	4	5	5	4
	理美容業	16	0	0	2	5	5	4
	その他の商業	22 (1)	1	3	4	5 (1)	5	4
9号	金融、広告業	25 (3)	2 (1)	4 (2)	5	4	5	5
10号	映画・演劇業	18	1	2	4	4	3	4
11号	通信業	23	2	4	4	5	4	4
12号	教育・研究業	24 (1)	3	4 (1)	4	4	5	4
13号	医療保健業	32	6	6	5	5	5	5
	社会福祉施設	21	2	3	5	4	3	4
	その他の保健衛生業	17	0	1	4	4	4	4
14号	旅館業	16	3	3	2	3	2	3
	飲食店	22	1	3	4	5	5	4
	その他の接客娯楽業	20	1	3	4	4	4	4
15号	清掃・と畜業	27	5	4	3	5	5	5
17号	その他の事業	23 (4)	3 (1)	4	4 (2)	4 (1)	4	4
計		559 (15)	56 (2)	88 (5)	104 (4)	103 (4)	105	103

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	37

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

佐賀　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	6	1	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	7	1	1	1	2	1	1
	電気・ガス・水道業	6	1	0	1	1	1	2
	その他の製造業	4	1	0	0	1	1	1
2号	鉱業	4	0	0	1	1	1	1
3号	建設業	4	0	0	1	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	3	0	0	0	1	1	1
	道路旅客運送業	5	0	1	1	1	1	1
	道路貨物運送業	5	0	1	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	4	0	0	0	1	1	2
8号	卸売業	4	0	0	1	1	1	1
	小売業	6	0	0	1	1	2	2
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	4	0	1	0	1	1	1
9号	金融、広告業	3 (1)	0	0	0	1 (1)	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	4	1	0	0	1	1	1
12号	教育・研究業	3	0	0	0	1	1	1
13号	医療保健業	5	0	1	1	1	1	1
	社会福祉施設	8	0	1	1	2	2	2
	その他の保健衛生業	3	0	0	0	1	1	1
14号	旅館業	5	0	1	1	1	1	1
	飲食店	3	0	0	0	1	1	1
	その他の接客娯楽業	4	0	0	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	5	0	1	1	1	1	1
17号	その他の事業	3	0	0	0	1	1	1
計		114 (1)	5	9	14	28 (1)	28	30

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	2

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数(各局別)

長崎局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	5	0	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	4	0	0	0	1	1	2
	電気・ガス・水道業	8	0	1	2	1	2	2
	その他の製造業	4	0	0	1	1	1	1
2号	鉱業	6	0	0	2	2	1	1
3号	建設業	7	1	1	1	2	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	8	0	1	1	2	2	2
	道路旅客運送業	10	0	2	2	2	2	2
	道路貨物運送業	6	1	0	1	2	1	1
5号	貨物取扱業	7	0	0	1	2	2	2
8号	卸売業	5 (2)	0	0	1	1	2 (1)	1 (1)
	小売業	7	0	1	1	1	2	2
	理美容業	4	0	0	0	2	1	1
	その他の商業	4	0	0	0	1	1	2
9号	金融、広告業	5 (2)	1	0	1 (1)	1 (1)	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	6	0	1	1	1	1	2
12号	教育・研究業	6 (1)	0	1 (1)	1	1	1	2
13号	医療保健業	8	1	2	1	2	1	1
	社会福祉施設	9	0	1	2	2	2	2
	その他の保健衛生業	6	0	0	1	1	2	2
14号	旅館業	11	0	2	2	2	2	3
	飲食店	6	0	0	1	1	2	2
	その他の接客娯楽業	6	1	0	1	1	2	1
15号	清掃・と畜業	7	0	1	1	2	1	2
17号	その他の事業	6	1	1	1	1	1	1
計		164 (5)	6	16 (1)	27 (1)	37 (1)	37 (1)	41 (1)

( )は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	7

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

熊本局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	6	1	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	6	1	1	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	7	0	1	1	2	2	1
	その他の製造業	6	0	1	1	1	1	2
2号	鉱業	8	0	0	2	2	2	2
3号	建設業	8	0	1	1	2	2	2
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	6	0	0	0	1	2	3
	道路旅客運送業	9	0	1	2	2	2	2
	道路貨物運送業	6	0	1	1	1	1	2
5号	貨物取扱業	4	0	0	0	2	1	1
8号	卸売業	4	0	0	1	1	1	1
	小売業	9 (2)	1	1	1	2 (1)	2 (1)	2
	理美容業	4	0	0	0	1	1	2
	その他の商業	4	0	0	1	1	1	1
9号	金融、広告業	6 (2)	0	1	1 (1)	1 (1)	2	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	7	1	1	1	1	1	2
12号	教育・研究業	5	1	0	1	1	1	1
13号	医療保健業	10	1	2	2	2	2	1
	社会福祉施設	10	0	1	2	2	3	2
	その他の保健衛生業	10	0	1	3	2	2	2
14号	旅館業	9	0	1	2	2	2	2
	飲食店	4	0	0	1	1	1	1
	その他の接客娯楽業	6	0	1	0	1	2	2
15号	清掃・と畜業	7	0	1	1	1	2	2
17号	その他の事業	7	1	1	1	1	1	2
計		171 (4)	7	18	28 (1)	36 (2)	40 (1)	42

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	8

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

大 分 局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	5	0	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	6	1	1	1	1	1	1
	電気・ガス・水道業	6	0	1	2	1	1	1
	その他の製造業	4	0	1	0	1	1	1
2号	鉱業	9	1	0	3	3	1	1
3号	建設業	7	1	1	1	2	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	6	0	1	1	1	1	2
	道路旅客運送業	7	0	1	1	2	2	1
	道路貨物運送業	4	0	0	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	5	0	1	1	1	1	1
8号	卸売業	3	0	0	0	1	1	1
	小売業	4 (1)	0	0	1	1	1 (1)	1
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	4	1	0	0	1	1	1
9号	金融、広告業	4	0	0	1	1	1	1
10号	映画・演劇業	4	0	0	1	1	1	1
11号	通信業	5	0	1	1	1	1	1
12号	教育・研究業	3	0	0	0	1	1	1
13号	医療保健業	8	1	1	2	2	1	1
	社会福祉施設	8	0	1	1	2	2	2
	その他の保健衛生業	6	0	0	1	1	2	2
14号	旅館業	10	1	1	2	2	2	2
	飲食店	4	0	1	0	1	1	1
	その他の接客娯楽業	5	0	1	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	6	1	1	1	1	1	1
17号	その他の事業	4	0	0	1	1	1	1
計		140 (1)	7	15	25	33	30 (1)	30

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	2

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

宮崎　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	6	1	1	1	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	4 (1)	1 (1)	0	0	1	1	1
	電気・ガス・水道業	5	0	1	1	1	1	1
	その他の製造業	3	0	0	0	1	1	1
2号	鉱業	3	0	0	0	1	1	1
3号	建設業	4	0	0	1	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	3	0	0	0	1	1	1
	道路旅客運送業	5	0	1	1	1	1	1
	道路貨物運送業	5	0	1	1	1	1	1
5号	貨物取扱業	5	0	1	1	1	1	1
8号	卸売業	3 (1)	0	0	0	1	1 (1)	1
	小売業	5	0	1	1	1	1	1
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	3	0	0	0	1	1	1
9号	金融、広告業	4 (1)	0	0	1 (1)	1	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	5	0	1	0	1	1	2
12号	教育・研究業	4	0	0	1	1	1	1
13号	医療保健業	6	0	1	2	1	1	1
	社会福祉施設	7	0	0	1	2	2	2
	その他の保健衛生業	5	0	0	1	2	1	1
14号	旅館業	6	1	1	1	1	1	1
	飲食店	3	0	0	0	1	1	1
	その他の接客娯楽業	5	0	1	1	1	1	1
15号	清掃・と畜業	6	1	1	1	1	1	1
17号	その他の事業	4	0	0	1	1	1	1
計		115 (3)	4 (1)	11	17 (1)	28	27 (1)	28

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	1

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

鹿児島　局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	7	1	1	1	2	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	4	0	1	0	1	1	1
	電気・ガス・水道業	8	0	1	1	2	2	2
	その他の製造業	4	0	0	1	1	1	1
2号	鉱業	6	0	1	0	2	1	2
3号	建設業	7	0	1	1	2	2	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	7	1	1	1	1	1	2
	道路旅客運送業	8	0	0	2	2	2	2
	道路貨物運送業	6	0	1	1	1	1	2
5号	貨物取扱業	7	0	0	2	1	2	2
8号	卸売業	4 (1)	0	0	1	1	1 (1)	1
	小売業	8	1	1	1	1	2	2
	理美容業	3	0	0	0	1	1	1
	その他の商業	4	0	0	1	1	1	1
9号	金融、広告業	6 (1)	0	1	1 (1)	2	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	6	0	1	1	1	1	2
12号	教育・研究業	4	0	1	0	1	1	1
13号	医療保健業	10	1	2	3	2	1	1
	社会福祉施設	8	0	1	2	2	1	2
	その他の保健衛生業	5	0	0	0	2	2	1
14号	旅館業	11	1	2	2	2	2	2
	飲食店	4	0	0	1	1	1	1
	その他の接客娯楽業	6	0	1	1	2	1	1
15号	清掃・と畜業	7	1	1	1	1	1	2
17号	その他の事業	5 (1)	0	1	1	1	1	1 (1)
計		158 (3)	6	19	26 (1)	37	33 (1)	37 (1)

（　）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	7

別紙3の2

労働時間等に関する調査的監督対象事業場数（各局別）

沖縄局

区分		民営事業場						
		計	301人以上	101～300人	31人～100人	10～30人	5～9人	1～4人
1号	食料品、繊維、衣服、木材、家具、パルプ・紙・紙加工品、印刷・製本業	3	0	0	0	1	1	1
	化学、窯業、鉄鋼、非鉄、金属、一般機械、電気機械、輸送用機械	1	0	0	0	0	1	0
	電気・ガス・水道業	6	0	1	1	1	2	1
	その他の製造業	4	0	1	0	1	1	1
2号	鉱業	4	0	0	1	1	1	1
3号	建設業	4	0	0	1	1	1	1
4号	鉄道・軌道・水運・航空業	3	0	0	0	1	1	1
	道路旅客運送業	8	1	1	3	1	1	1
	道路貨物運送業	2	0	0	0	0	1	1
5号	貨物取扱業	5	0	1	1	1	1	1
8号	卸売業	4 (1)	0	1	1	1 (1)	0	1
	小売業	4	1	1	1	1	0	0
	理美容業	2	0	0	0	0	1	1
	その他の商業	4	0	1	1	1	1	0
9号	金融、広告業	5 (3)	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1	1
10号	映画・演劇業	3	0	0	0	1	1	1
11号	通信業	7	1	1	1	1	1	2
12号	教育・研究業	4	0	0	1	1	1	1
13号	医療保健業	6	1	1	1	1	1	1
	社会福祉施設	6	0	1	1	1	1	2
	その他の保健衛生業	1	0	0	0	1	0	0
14号	旅館業	7	3	1	1	1	1	0
	飲食店	4	0	0	1	1	1	1
	その他の接客娯楽業	4	0	1	1	1	0	1
15号	清掃・と畜業	5	1	1	1	0	1	1
17号	その他の事業	5	0	1	1	1	1	1
計		111 (4)	8	15 (1)	20 (1)	22 (2)	23	23

（ ）は監督対象事業場のうち企画業務型裁量労働制を導入している事業場数

〈参考〉

監督対象事業場のうち専門業務型裁量労働制を導入している事業場数	1

別紙４

事　務　連　絡
平成１７年　月　　日

厚生労働省労働基準局
賃金時間課　あて

＿＿＿＿＿労働局労働基準部監督課

平成１７年　　月及び　　月実施分調査的監督付表の送付について

標記について、下記のとおり送付します。

記

月分	部
月分	部